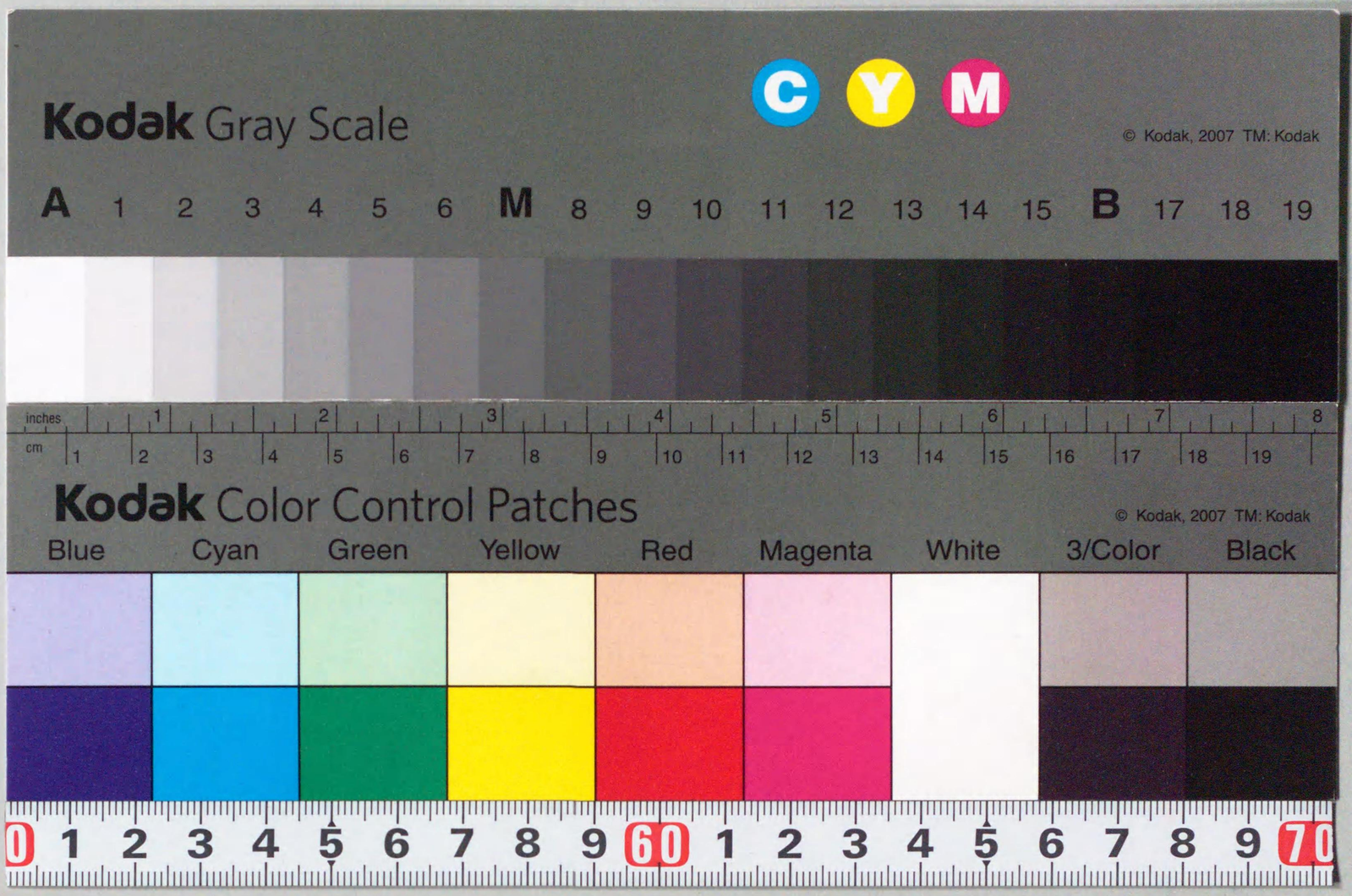

Y994 J7094

東京市社會局叢書 (貳)

東京市内の細民に關する調査

東京市社會局

VII E 152

Y994
J7094

VII
E
152

I種
W
1200800767462

1130007674628
I 類
W
J7094
Y994

芝區新網町細民窟に於ける細民生活の實情

四谷區谷町（元鮫ヶ橋）細民長屋

普通長屋にして四疊半又は六疊一間。家賃は五圓乃至六圓なり。

芝區新網町細民長屋

普通長屋にして四疊半一間。便所は共同なり。家賃四圓內外。

淺草區田中町細民長屋

家賃四圓內外なり。

下谷區金杉下町細民長屋

家賃二圓五十錢乃至三圓五十錢。

富川町の木賃宿

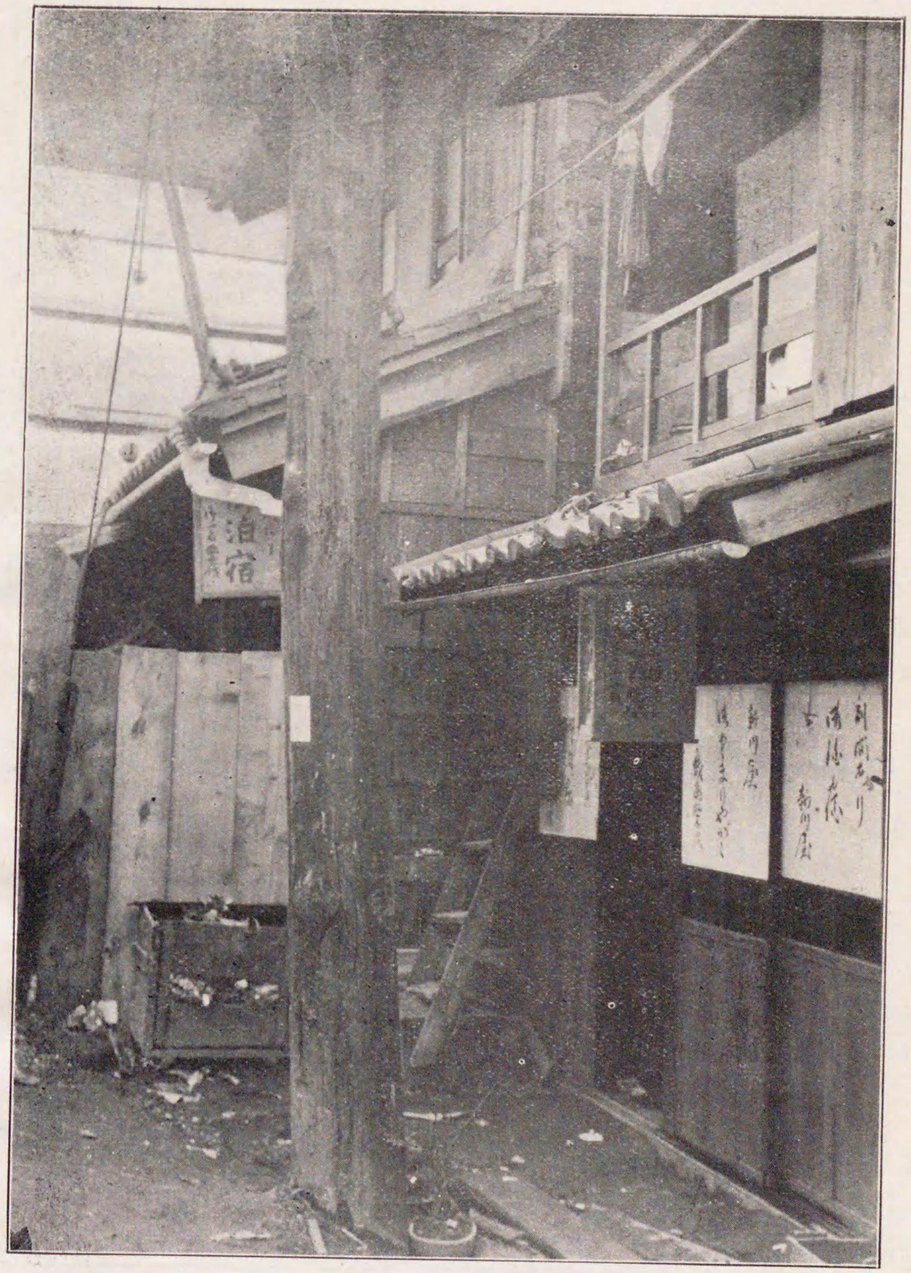

深川區富川町の木賃宿の一部

普通宿泊料一夜二十三錢。

下谷區龍泉寺町共同長屋の外部

二階建にして日掛家賃八錢乃至十錢。之の一棟に現在四十世帯約百五十人の居住者あり。

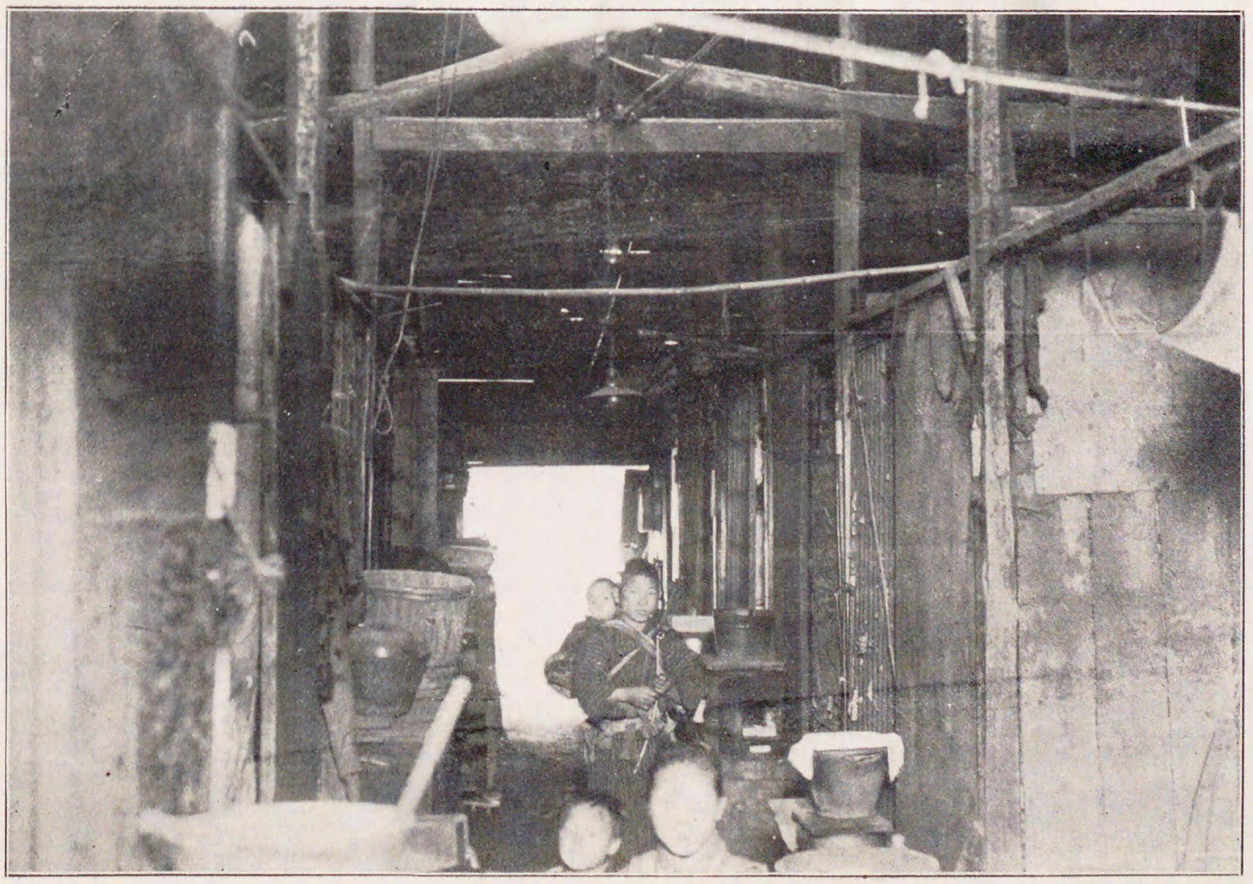

深川區猿江裏町共同長屋の内部

此の一棟は十戸に分れ各戸は三疊一間、家賃二圓八十錢前後なり。中央は通路にして各戸は其の兩側に相並び尚室内狹きため此處にて炊事をなすもの多し。

東京市内の細民に關する調査

緒言

社會事業施設に關する基礎的要件の一として細民の生活狀態を組織的に調査究明するの必要たるは言を俟たざる所なるが而も細民の狀態は一般社會事情の變遷、殊に經濟界の盛衰に連れて日に月に變轉すること甚しく加之實際の調査に當りては調査の主旨を彼等に諒解せしむるの困難なると從つて眞實の申告を得るの容易ならざるとの爲めに事實の眞相に徹するは至難の事たるを免れず、就中部落を成さゞる散在細民の調査に當りては殊に然るを覺ゆ、されば當局に於ては出來る得る限りこの遺憾を少なからしめんが爲め、細民調査を左記三次の階段に分ち漸次粗より細に入りて事實の眞相を究むるの方針をとりたり。

第一次調査。所謂概念的調査にして主に部落を爲せる客觀的細民即ち本局調査員又は關係官公署の常識判斷による細民につき普く全市に亘りて細民

生活の概要を調査し以て第二次及第三次調査の基礎たらしめんことを期したり。

第二次調査。前項に基きて標本的細民地域を選び、該地域の細民につき必要と認めたる諸事項に關する統計的調査を試みたり、而して該地域として選びたるは京橋區月島、芝區新網町、下谷區金杉下町、深川區富川町、同猿江裏町及び本村町の四區六箇町なりとす。

第三次調査。第二次調査の結果により一定數の標本的細民家族を選定し、一定期間に於ける收支の眞相を精査して所得消費の關係を究明し、以て彼等細民の生計狀態を統計的に闡明せんことを期す。

右第一次調査は大正九年九月中旬に始め同十一月中旬を以て完了し、第二次調査は同十二月上旬を以て完了し、第三次調査は大正十年六月を期して之を實施せん豫定なり。而して本書は右の内第一次調査の結果を總括整理して不取敢公刊せるものなるが前述の如く事業自體の至難なるが上に匆卒の調査にして固より精確を期し得べからず、加ふるに統計材料の精粗統一を缺くものありて、全體として均整を缺ける憾み尠しとせず、而も之により一般細民の生活狀態を髣髴し得るの資を讀者に供するに庶幾からんか。若し夫れ細民生活の全豹を總覽してこれを徹底的に究明せんは以上三段の調査を完了してこれが總合的觀察に俟たざるべからず。

大正九年十二月

東京市社會局總務課

凡例

一、本書各篇の事項中細民の世帶數及人口に關する事實は、主として市內各警察署及區役所の調査に係る材料に集計を施して記載し、住居、職業、生計其の他の事實に關しては、多く本局調査掛員の直接蒐集したる資料に基き記述し、尙各區役所、東京市直營各尋常小學校の調査せる材料に就き摘錄したるものあり。

一、本調査に際し資料と多大の便宜とを與へられたる、市內各警察署長竝其の他の各位に對しては茲に深く謝意を表す。

東京市内の細民に關する調査目次

總　說……一
第一篇　定居的細民の調査……三
第一款　分布地域……三
第二款　世帶及人口……四
第一項　區別世帶數及人口……四
第二項　町別世帶數及人口……六
第三項　家族數、體性、年齡、出生地……二三
第四項　細民階級と一般勞働階級との人口關係……三二
第三款　住居……三六
第一項　住居の種別……三六
第二項　家屋の構造……三七

第三項　疊數と居住人員……三七
第四項　家賃……三八
第五項　便所、炊事場……四一
第四款　職業……四二
第一項　職業の概觀……四二
第二項　世帶主の職業……四三
第三項　家族の職業……四八
第四項　就業日數及職業種別表……四九
第五款　生計……五三
第一項　所得……五三
世帶主の收入……五三、家族の收入……五八、總收入……六二
第二項　消費……七一
概說……七一、支出總額……七六
第六款　細民生活の諸事情……八五

第一項　細民生活の實例……八五
第二項　嗜好、教育程度及讀物……九〇
第三項　貧窮の狀態に陷りし世代及上京の年月……九三
第四項　貧窮の原因……九八
第五項　貧窮の細民に及ぼす影響……一〇一
第二篇　不定居的細民の調査……一〇五
第一款　木賃宿宿泊者……一〇五
第一項　概說……一〇五
第二項　體性、年齡、出生地……一一一
第三項　生計……一一六
職業……一一六
第二款　水上生活者及浮浪者……一一六、收支……一一九
第一項　水上生活者……一一九
第二項　浮浪者……一二六

第三篇　今次財界不況の影響……一五三
第一項　財界不況に伴ふ細民生計狀態の變化……一五三
第二項　內職の萎縮……一五四
第三項　勞銀の減少竝賃金の下落……一五七
第四項　失　業……一六一
第五項　細民の移動……一六三

目次畢

圖表目次

第一　定居的細民の年齡構成圖
第二　細民長屋構造圖
第三　疊數と世帶數對照圖
第四　家賃と世帶數對照圖
第五　職業種別表
第六　世帶構成人員階級別收入諸關係比較圖
第七　木賃宿宿泊者年齡構成圖
第八　行旅病人年齡構成圖
第九　東京市細民地域竝社會事業分布圖

圖表目次畢

東京市内の細民に關する調査

總　說

茲に細民とは資財及收入が常に不充分にして、自己及家族の生活を維持し能率を發展せしむるに足るの必要物資を充實するに困難なる貧窶の者を指すも、其の調査に付ては叙述の進行上之を分類して記述するを便とす、然るに從來一般の分類方法は、或は最低生活標準の限界を以てし、或は貧窮に對する自己意識の有無、若くは其の社會的地位に對する自覺の如何を以てするもの等種々あるも、要するに其の立脚地を客觀的位置にするか、主觀的位置にするかの相違にして、複雜なる細民の社會を截然たる一線に依りて劃し得べき方法在らざるを以て、本調査に於ては、便宜上細民を居住狀態に據りて、二者に區別し以て大體の分類標準となしたり、即ち

一、定居的の細民

二、不定居的の細民

第一に屬するものは、借家居住の細民なり、其の生活の本據確定的にして、概ね家庭的生活を營

むを常態とす。

第二に屬するものは、主として木賃宿宿泊者、浮浪者及水上生活者なり、之等は生活の本據不確定にして、且水上生活者を除けば家庭的生活を營むもの極めて寡し。

今右兩者の概數を擧ぐれば次の如し。

細民の區別		人口概數
定居的細民	借家居住細民	七四、四九三
不定居的細民	木賃宿宿泊者	一一、一四〇
	浮浪者	四、〇〇〇
	水上生活者	一、五〇〇
計		九一、一三三

以下右の分類に從ひ、追次細民の社會的竝經濟的狀態に付き記述すべし。

第一篇　定居的細民の調査

第一款　分布地域

本市に於ける細民分布の大勢は、一般に山手に尠くして、下町殊に市郡境界附近の場末に廣汎の地域を占む、更に市内各區に就て之を觀るに、其の數に差こそあれ多少の集團をなせる細民地域之れ無きは無し、而して右の地域は概ね左記の如き條件を具備する場所にして、一度細民の轉住を見るや、附近の經濟狀態は漸次細民生活に適應し來り、從て其の蝟集を多大にし且固定的ならしむるものゝ如し。

一、下谷、淺草、本所及深川四區の細民地域の如き低地にして多濕、且商業地區として不適の場所。

二、牛込、小石川、本鄉三區及芝、麻布、四谷の一部の細民地域の如き、河川の舊埋立地若くは沮洳地にして且邸宅地又は商業地區として不適の場所。

三、京橋區月島、八丁堀仲町、神田區三河町、芝區新網町、麹町區紀尾井町、小石川區西原町西丸町、下谷區萬年町の細民地區の如き、近年迄荒蕪の地、墓地なりし場所若くは從來細

民窟として著名の場所。

四、深川區富川町、本所區花町業平町、淺草區玉姫町附近の如き、下層階級者に對する居住の設備及勞力仲介竝需要機關の完備せる場所。

細民の部落は主として前記の如き場所殊に其の裏通に占居し、周圍の物資供給狀態は良く其の生活に適合するを常態とす。

第二款　世帶及人口

第一項　區別世帶數及人口

今回の調査に據る東京全市の細民世帶總數は一萬八千三百五十一にして、其の人口七萬四千四百九十三人なり、之を各區別に表示すれば次の如し。

區名	世帶數	人口	第一回國勢調査に據る各區人口との比較、人口千に付き細民數
麹町	三一〇	一、二九〇	一九・六
神田	七四〇	二、九六〇	一九・四
日本橋	一二〇	三六〇	二・八
京橋	一、一五〇	四、二五五	二九・七
芝	六五七	二、八四五	一五・八
麻布	一五〇	四七六	五・二
赤坂	一二九	四九六	八・二
四谷	一、〇〇四	四、一八一	五九・五
牛込	七四九	二、八五八	二二・四
小石川	一、八七一	七、七一九	五二・七
本郷	四三五	一、八九五	一三・九
下谷	一、〇九四	四、三〇二	二三・四
淺草	二、四四三	九、八四九	三八・四
本所	二、六八一	一一、七〇四	四五・六
深川	四、八一八	一九、三〇三	一〇六・四
計	一八、三五一	七四、四九三	三四・二

前揭の實數は本調査の趣旨に依り、主として部落を爲せる細民に就き調査したるものにして、商業地邸宅地區等の間に介在する所謂散在的細民は、其の明確なるもの、外之を除斥したものなる

を以て、市内細民の全部を網羅したるものに非らず、又調査の方法も其の進捗上一定の標準を固執し難き事情ありしを以て、區に依り或は五人家族の一世帶を標準とし其の收入月額六十圓を以て細民の限界とせるものあり、或は之に加ふるに家賃又は生活狀態を考慮せるものある等其の間多少の緩嚴ありしを以て、更に同一標準に據りて調査するときは、區に依り尙增加し若くは減少を見るものあるべし、要するに右の數字は細民の概數を示すに止まるを讀者の諒せられん事を。

吾人の知る所に依れば、市内細民の調査として公表せられたるものは、僅に明治四十四年及大正元年に於て内務省が下谷、淺草、本所、深川四區に試みたるものあるのみ、又社會事業團體の參考調査として行へるものは、東京府慈善協會の最近深川區内に行へるもの其他二三を有す、然れ共之等は總て一局部の調査にして全體として彼此對照の便なきを遺憾とす。

尙細民の概數に關しては、大正六年末警視廳調査に係るものあり、右に依れば細民戶數一萬五千二百五十四、其の人口六萬三千五百九十人なりしと云ふ。

第二項　町別世帶數及人口

總世帶及人口を町別に表示すれば次の如し。

區名	町名	世帶數	人口
麹町區	紀尾井町	九九	四〇七
	麹町 八丁目 九丁目	九二	三七五
	飯田町 二丁目 三丁目	一一九	五〇八
計		三一〇	一、二九〇
神田區	三河町 三丁目 四丁目	五〇〇	二、〇〇〇
	新銀町	六〇	二四〇
	雉子町	二〇	八〇
	東松下町	六〇	二四〇
	其他（散在）	一〇〇	四〇〇
計		七四〇	二、九六〇
日本橋區	龜島町	五〇	一五〇
	北島町 一丁目 二丁目	七〇	二一〇
計		一二〇	三六〇

京橋區	月島（散在）	八〇〇	二、九六〇
	南小田原町	一二〇	四四四
	八丁堀仲町	一〇〇	三七〇
	長島町	六〇	二二二
	東湊町	五〇	一八五
	水谷町	二〇	七四
計		一、一五〇	四、二五五
芝區	新網町	三三〇	一、五七一
	濱松町	一〇	四五
	三田豐岡町	一八	六〇
	三田松坂町	一二	五八
	三田四國町	一七	七二
	三田二丁目	七	四七
	金杉濱町	六	三一

	本芝四丁目	七	三五
	新堀町	五	二〇
	白金三光町	一二〇	四四四
	白金志田町	五〇	一八五
	白金丹波町	二〇	七四
	高輪南町	三〇	一一一
	其他（散在）	二五	九二
計		六五七	二、八四五
赤坂區	傳馬町三丁目	三五	一二〇
	檜町	五五	一八〇
	青山高樹町其他	三九	一九六
計		一二九	四九六
麻布區	森元町	二四	七八
	永坂町	一四	四八

麻布區	網代町	九	三五
	宮下町	五	二一
	谷町	一四	二八
	霞町	三三	一二二
	笄町	三二	七五
	櫻田町	一九	六九
計		一五〇	四七六
四谷區	谷町一丁目二丁目	四〇〇	一、六〇〇
	元町	二四	九六
	南町	九〇	三六〇
	片町	二〇	九〇
	寺町	五〇	二五〇
	坂町	四〇	一六〇
	永住町	六五	三二〇

	東信濃町	二〇	八〇
	旭町	二五〇	一、〇〇〇
	花園町	四五	二二五
計		一、〇〇四	四、一八一
牛込區	市ヶ谷長延寺町	一二一	四八二
	市ヶ谷鷹匠町	五三	二三二
	市ヶ谷左内町	八〇	三四四
	市ヶ谷谷町	二九三	一、三一八
	市ヶ谷富久町	二二	五二
	早稲田鶴巻町	五一	一二〇
	山吹町	四一	九六
	早稲田町	一三	三〇
	榎町	一四	三三
	餘丁町	二〇	四七

牛込區			
計			
小石川區			
氷川下町	四一	一〇四	
白山御殿町	七四九	二、八五八	
久堅町	一四〇	五一二	
初音町	五七六	二、二九四	
指ヶ谷町	三二〇	一、三四四	
戸崎町	一五七	六八三	
丸山町	八五	四四四	
西原町一、二丁目	三〇	一二八	
西丸町	八	三八	
大塚坂下町	九四	三一九	
小日向臺町	一七〇	八四〇	
大塚仲町	五〇	一九一	
	一七七	七〇九	
	六四	二一七	

本郷區			
計			
駒込神明町	一、八七一	七、七一九	
駒込動坂町	一三六	一九〇	
駒込坂下町	一三三	一〇三	
駒込千駄木町	六二	二五三	
根津八重垣町	一七	三九	
根津藍染町	二一	七九	
根津宮永町	六五	三七二	
根津片町	一五	六二	
駒込富士前町	四九	一二七	
駒込片町	一三	五八	
駒込肴町	二六	一二一	
駒込東片町	七	三一	
駒込蓬萊町	三九	一六四	
	一八	八一	

本郷區	湯島新花町	六	三〇	一、〇四四	二六二
	春木町二丁目	六	二五	三、七八三	九四六
	湯島三組町	一四	七二	五九一	一〇五
	其他（散在）	一九	八八	三〇四	六九
計		四三五	一、八九五	五八九	一二三
下谷區	金杉下町	四五八	一、七九三	四二八	二〇六
	三ノ輪町	二九二	一、一六〇	五四	一二
	入谷町	七六	二九五	九四	二一
	龍泉寺町	四六	一七一	四二四	九四
	山伏町	一〇	二七	四二三	九四
	萬年町一、二丁目	三六	一二五	二五二	五六
	谷中初音町三丁目 四丁目 坂本裏町、新坂本町 竹町、西町其他	三一	一四一	四七〇	一一五
計		一四四	五九〇	四五一	一一〇
		一、〇九四	四、三〇二	二〇五	五〇

淺草區

田中町	淺草町	玉姫町	龜岡町	橋場町	阿部川町
南松山町	田島町	松葉町	北清島町	神吉町	千束町一丁目
千束町二丁目	千束町三丁目				

淺草區	田町	五五	二二五
	新谷町	二〇	八二
	光月町	三五	一四三
	向柳原町一丁目	七〇	二八七
		二、四四三	九、八四九
本所區	中ノ郷業平町	八九	四五八
	押上町	一七一	九三七
	永倉町	四	二四
	花菱町	二九	一一〇
	相生町	一四	六五
	横川町	一〇	五六
	小泉町	三	一六
	綠町	二六	一三二
計	菊川町	三七	一八六

	松坂町	七	三九
	德右衞門町	四〇	一七九
	入江町	七	三〇
	林町	二七	一三三
	松井町	二	八
	向島押上町	五〇	二六四
	柳島元町	四八	二五二
	向島中ノ郷町	四七	二三三
	長岡町	五八	二三二
	柳島梅森町	九五	四八二
	中ノ郷横川町	一〇六	四三四
	清水町	一二	五七
	柳原町一、二、三丁目	四四	一五五
	柳島横川町	四三	二〇四

本所區			
太平町一、二丁目	三三	一七四	
松代町三丁目	一	五	
錦糸町	二	七	
小梅業平町	九九	二九八	
中ノ郷原庭町	九一	三七五	
松倉町一、二丁目	四〇八	一、七七一	
番場町	二三五	九五三	
若宮町	二一一	九三〇	
荒井町	一九〇	七七二	
表町	一六三	六五三	
三笠町	一三三	五四三	
南二葉町	一三六	五三七	
猿江裏本村町東	二、六八一	一一、七〇四	
深川區計	九五五	三、三六五	

千田町	二八六	一、〇四四	
東扇橋町	一七二	八〇三	
石島町	五九九	二、四一六	
富川町	八四	三六〇	
西町	五五	二一〇	
大工町	五四七	一、七四三	
元加賀町	七八	二九九	
牡丹町	一六三	六五六	
古石場町	九九	四二八	
大島町	四	一八	
東元町	三二	一二六	
東森下町	八八	三八八	
和倉町	三四八	一、五一一	
大和町	四	一一	
八名川町			
西元町			
西六間堀町			
中川町			

深川區	靈岸町	一	五一六	二〇	二、四七四
	山本町	一	一〇	五一	
	龜住町	二	二七	八二	
	萬年町	二	二〇	五七	
	仲大工町	一	一四	六二	
	龜久町	一	一八	二七	
	西大工町	三	三二八	一、四八四	
	黒江町	三	三八	二二七	
	福住町	三	三五	二〇三	
	佐賀町	八	八一	三四六	
	小松町	二	二七	一三八	
	冬木町	九	九	三九	
	松村町	一	一二五	五〇二	
	一色町	八	八	三二	
	東永代町	一	四	四、八一八	一九、三〇三
	今川町	一	五		
	材木町	二	一〇		
	西平野町	八	三八	一八、三五一	七四、四九三
	西森下町	三四	一三六		
	小名木河岸	二	八		
	計				
	合計				

前表記の内、從來細民窟として著名なる部落を列記すれば次の如し。

神田區　三河町の細民窟として知らるゝ三河町三、四丁目の細民部落。

京橋區　八丁堀の細民窟と稱せらるゝ八丁堀仲町の細民部落。

芝　區　嘗て市内の三大細民窟の一と目されたる、新網町の細民部落。

四谷區　同じく三大細民窟の一とせられたる、谷町一、二丁目(元鮫ヶ橋)の所謂鮫ヶ橋の細民部落及新に市に編入せられたる、いろは長屋を以て有名なる新宿旭町の部落。

牛込區　長延寺の細民窟と稱せらるゝ、長延寺町、左内町、鷹匠町に跨る細民部落。

小石川區　御殿下の細民窟、百軒長屋、五十軒長屋等と稱せらるゝ、白山御殿町、西原町西丸町、大塚坂下町に於ける各細民部落。

本郷區　藍染川縁の細民窟として知らるゝ、根津八重垣町、藍染町、宮永町及根津片町一帶に亘る部落。

下谷區　市内の三大細民窟たりし萬年町の部落及現在市内に在る細民窟にして最も汚穢を極むる所謂入山長屋、いろは長屋、隧道長屋を抱容する、入谷町、山伏町、龍泉寺町及金杉下町に亘る細民部落。

淺草區　玉姫町田中町の細民窟として有名なる玉姫町、田中町及淺草町一帶の細民部落及市内細民窟の起源を爲せる松葉町、清島町の細民部落。

本所區　近年迄著名なりし太平町の細民地區は現在著く改善せられて其の跡のみ殘り之に代りて本所區細民部落の核心をなす松倉町、三笠町、長岡町、横川町及柳島梅森町一帶の細民部落。

深川區　木賃宿街として知らるゝ富川町、隧道長屋の存在を以て著名なる猿江裏町、本村町及靈岸町一帶の細民部落。

尙市全體より觀察するときは、市内の細民地區は漸次改善せられて、細民は市中より場末に、場末より郡部に、追次移動の傾向を有す。

第三項　家族數、體性、年齡、出生地

第一　家族數

細民家庭に於ける世帶構成人員を知らんが爲に、京橋、芝、四谷、本所及深川五區の細民世帶三、〇〇九に就き調査したる所を、人員階級別に表示すれば次の如し。

世帶構成人員	世帶數	比例
一人世帶	六四	二・一
二人世帶	二〇二	六・七
三人世帶	四九四	一六・四
四人世帶	六八二	二二・七
五人世帶	六五五	二一・八
六人世帶	四九三	一六・四

七人世帶	二六二	八・七	
八人世帶	七六	二・五	
九人世帶	六〇	二・〇	
十人世帶	一二	〇・四	
十一人世帶	五	〇・二	
十二人世帶	四	〇・一	
計	三、〇〇九	一〇〇・〇	

之に依れば四人世帶最も多く、次では五人世帶にして、六人世帶及三人世帶は其の數相伯仲の間に在りて、七人以上は世帶人員の增加に反比して遞次減少し十二人に至りて止む。

第二　體性

男女の割合を見るに左の如し。

區別	男	女	計	女百に對し男
調査世帶數	九一二	一、九四五	四、〇三八	一〇七
京橋	二、〇九三	二二九	四七六	一〇五
麻布	一五〇			
牛込	二〇二			
小石川	一、七八七			
本郷	三一〇			
下谷	三六八			
淺草	七三〇			
本所	六〇二			
深川	二、一二〇			
合計	七、一八一			

即ち合計に於ては女子は男子に比し稍寡なく、男百人に付き九七・二人の割合にして、第一回國勢調査に依る全市の割合八五・四に比すれば女子の數多し。

第三　年齡

細民の年齡構成の研究は、實に細民の社會的動態調査の鍵と見るべく、頗る興味ある事項なりとす、全國民の年齡構成にありては、人口總數に對する分節比例に於て一歲乃至五歲階級の人口最も多數にして、年齡の進むに從て漸次減少の傾向を有し、又人口集注の著しき大都市に在りては、

十五歳より二十五歳の分節年齢に於て膨大の傾向を有するを常態とす。然るに大正元年内務省細民調査の結果に依れば細民にありては、之に對して左記の著しき變態を現せり。

一、一歳より五歳級の幼齢者最も多く、次は五歳より十歳級の人口比較的多數なること。

二、都市に於て最多の階級なる十五歳より二十歳、二十歳より三十歳の兩階級人口の異常に少數なること。

三、三十歳より四十歳階級に於ける人口比較的多數なること。

四、高齢者の甚だ寡なきこと。

右の變態は現在に於て果して如何なるべき哉、今京橋、深川兩區の細民一、七六五世帶、人口男四、三四五人、女四、一三一人に就き調査したる所次の如し。(第一圖參照)

體性 / 年齢階級	男	女	計	比例	大正七年末東京全市	大正七年末全國
一歳—五歳未滿	六四三	六三九	一、二八二	一五·一	一〇·五	一二·九
五歳—一〇歳未滿	七二三	六七六	一、四〇九	一六·六	一〇·〇	一一·九
一〇歳—一五歳未滿	六六五	五九八	一、二六三	一四·九	九·二	一〇·三
一五歳—二〇歳未滿	三三八	二九八	六三六	七·五	九·五	九·六
二〇歳—三〇歳未滿	三三二	三六三	六九五	八·二	一九·五	一五·五
三〇歳—四〇歳未滿	五一八	六八六	一、二〇四	一四·二	一六·三	一三·〇
四〇歳—五〇歳未滿	七〇〇	六〇一	一、三〇一	一五·三	一一·〇	一〇·四
五〇歳—六〇歳未滿	三〇五	一五五	四六〇	五·五	七·一	七·五
六〇歳以上	一一	一一五	二二六	二·七	六·九	八·九
計	四、三四五	四、一三一	八、四七六	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇

右に依れば今回調査の結果も、細民の年齢構成に付ては一歳乃至五歳、三〇歳乃至四〇歳の兩階級の間に少しく差違こそあれ曩の內務省調査と大體其の趣を同ふすることを示せり。

今之を生產不生產の經濟的年齢分界に依りて總括し、百分比を以て相對照するに左の如し。

區分	年齢階級	今回調査(本所深川)(下谷)	內務省調査東京全市	大正七年末全國
不生產年齢	一五歳未滿	四六·六	四一·五	三五·一
	六〇歳以上	二·七	三·四	三·八
生產年齢	一五歳より六〇歳	五六·一	五五·一	六三·四	五六·一
計		一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇	一〇〇·〇

即ち生産年齢者寡くして、不生産年齢者の多き事實は、良く細民生活の一面を現したるものにして之に依るも生産年齢者負擔の重大に伴ふ生計の困難は明に之を認むるを得べし。

而して細民の年齢構成に斯の如き現象を生ずる所以は、社會上經濟上幾多の複雜したる事情に依るは勿論なるも全體として此を見るときは、其の誘因は都市人口集注の大勢にあり、而して直接原因は左記三點に存するものと考へ得べきが如し。

一、本市の細民は父祖の代より細民生活を營むもの寡くして、新生の細民大部を占むること。

二、右新生の細民は主として郡部及他府縣の出身者にして、中年にして此の境涯に陷りたるもの多きこと。

三、細民家庭に於ては生計困難の爲め、其の子女を家庭外に稼かしむる事多く、從て非現住者の比較的多數なること。

更に前記の事項を年齢構成表に對比し具體的に記述すれば、

(イ)、三十歳乃至五十歳の年齢階級人員の多數なるは、此の年齢に於て社會的競爭の劣敗者が、細民部落に陷るもの多きが故にして、(ロ)、從て彼等は子女を有し又引續き子女を設くるに適する年齢に在るを以て、其の家庭には、當歳乃至十五歳階級の幼年者極て多き現象を呈するもの

第一圖　細民年齢構成圖的居定

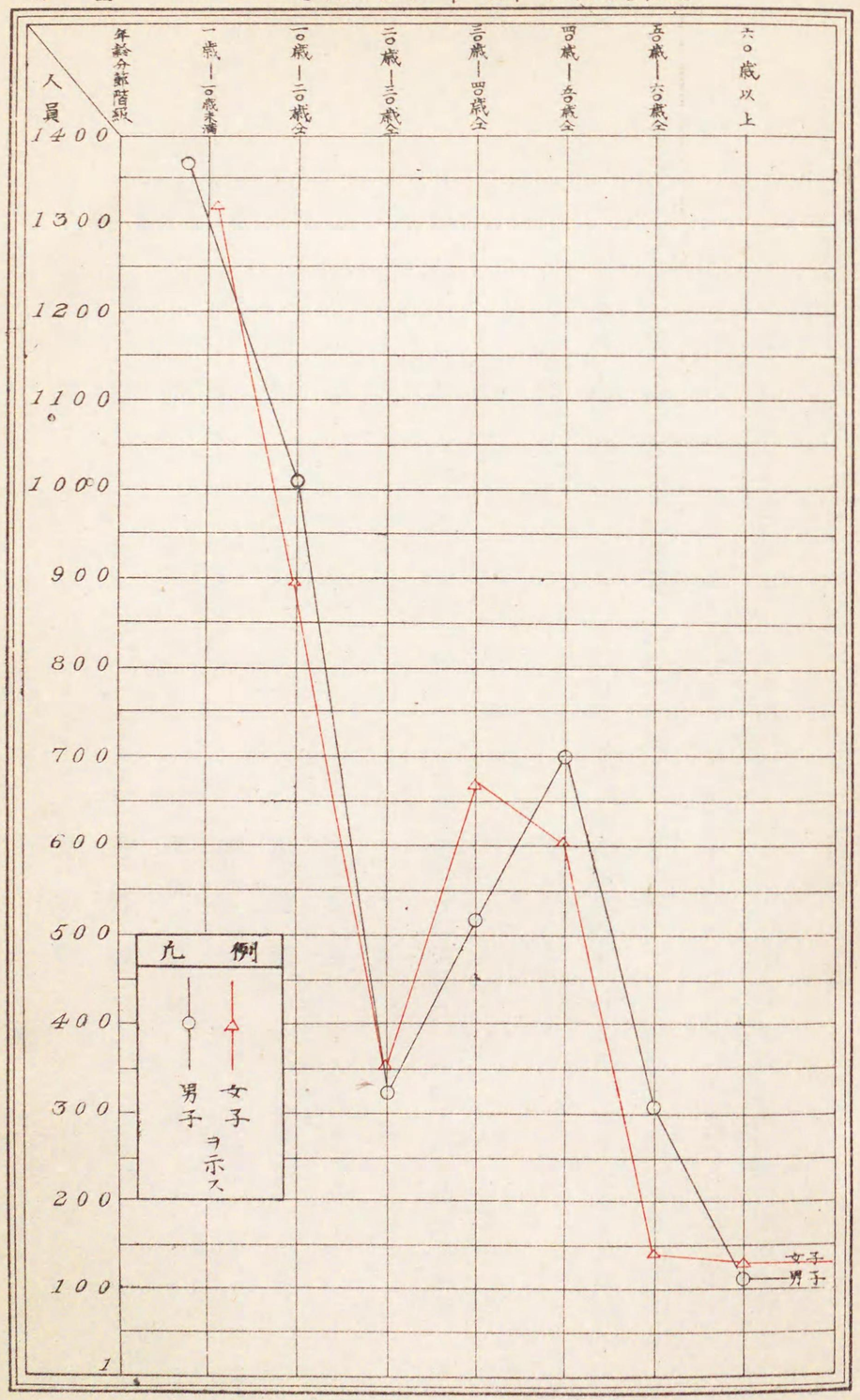

なり、(ニ)之に反して十五歳以上三十歳階級の著く尠きは、一方此の年齢に於て細民家庭を脱し、非現住者として他の階級に入るもの多きと、他方新生細民の年齢が、未だ此等年齢の子女を有する年齢に達せざるもの多きを占むるに因るものなるべく、(ホ)高齢者の數少きは彼等が細民部落に陷る際高齢者を帶同するもの稀なると、其の衞生狀態の然らしむる所亦與りて如斯結果を生ずるものなるべし。

第四　出生地

今四谷、麻布、淺草、本所及深川五區の細民二千四百四十四世帶に就き、世帶主の原籍地を調査するに次の如し。

東京府	九八一人	千葉縣	二二六人
埼玉縣	二三一	新潟縣	一三三
茨城縣	一二一	栃木縣	一〇〇
群馬縣	八八	神奈川縣	八一
福島縣	七六	長野縣	六二
愛知縣	四一	富山縣	三五

静岡縣	三四	宮城縣	二八	岡山縣	一	鹿兒島縣	一		
三重縣	二六	石川縣	二四	長崎縣	一	朝鮮	一		
山梨縣	二二	福井縣	一六	計	二、四四四				
山形縣	一七	大阪府	一四						
北海道	一一	岐阜縣	一一						
秋田縣	一〇	青森縣	八						
京都府	九	滋賀縣	六						
兵庫縣	八	廣島縣	五						
和歌山縣	四	德島縣	三						
鳥取縣	三	巖手縣	三						
奈良縣	三	愛媛縣	二						
佐賀縣	二	山口縣	二						
香川縣	一	福岡縣	一						
大分縣	一	熊本縣	一						

之を百分比を以て示せば、

府縣名	割合	府縣名	割合
東京府	四〇・一	岡山縣	二九・五
千葉縣	九・二	長崎縣	一三・五
埼玉縣	九・〇	計	一〇・二
新潟縣	五・四		六・九
茨城縣	四・九		八・七
栃木縣	四・〇		五・四
群馬縣	三・六		三・六
神奈川縣	三・三		二・二
福島縣	三・一		一・五

（大正元年内務省調査（本所深川の一部）に依る割合）

長野縣	二・五
其他府縣	一四・九
計	一〇〇・〇

東京府の出生者は全數の四割を占め、降て千葉、埼玉兩縣は各全數の九分にして以下新潟、茨城、栃木、群馬、神奈川、福島及長野各縣の順序にあり、即ち新潟縣を除き東京府竝其の隣近縣の出生者は地理的關係上多數にして細民全數の大部分を占むるものとす。

第四項　細民階級と一般勞働者階級との人口關係

英國及米國に於ける都市細民の總人口に對する割合は、倫敦に於ては　一八八六―八年　チヤールス、ブースの調査に依り計上せられたるもの全人口の三〇・七パーセント、ヨークに在りては一八九九年ロウントリーの調査に依り極貧者二〇乃至二七・八四パーセント、又米國の大都市に於ては、ロバート、ハンターの推算に依り極貧者二〇乃至二五パーセントの多數に達するものゝ如くして知らる。ブースの說明に從へば調査の當時全市人口約四百萬の・九パーセントは所謂最下級の窮民、七・五パーセントは窮民、更に二二・三パーセントは其の上位に位すべき收入階級の細民として存在したりと云ふ。

右の數字は以て國勢民情を異にする我邦の細民數に對比すべくも非ずと雖、試に今回の調査に於て左記七區の細民を除きたる主として筋肉勞働に從事する下層階級者の人口に付き調査し、得たる所を表示すれば左の如し。

區名	細民人口	細民以外の一般勞働階級者		細民人口を一とすれば
		世帶數	人口	
芝	二、八四五	五、四三五	一八、〇七六	六・四
麻布	四七六	八五〇	三、四二四	七・一
四谷	四、一八一	三、六二四	一四、九一六	三・八
牛込	二、八五八	一、七三五	七、六七五	二・六
小石川	七、七一九	二、八二四	一一、四四〇	一・五
下谷	四、三〇二	六、四一三	二四、六二三	五・四
淺草	九、八四九	四、五〇九	一八、八五九	一・九
計	三二、二三〇	二五、三九〇	九九、〇一三	三・一

右に依れば七區のみの人口を以てするも尙全市の細民數を超ゆる事二萬四千五百二十人なるを以て、他の八區を合算するときは、右勞働階級者の數が細民人口の三倍乃至四倍即ち二十六萬內外に

達すべきは、推算し得べきが如し。

而して下層勞働階級者の生活は細民の生活狀態に共通なる點多く且彼等の生計は財界の事情、社會狀態の變遷に從つて、其の大多數は所謂細民線を上下するものなるに依り、假に其の三分の二を以て第二細民即ち廣義の細民と看做し、細民人口に合算すれば細民總數は二十五萬內外に及ぶべく、之に木賃宿在宿者、浮浪者、水上生活者の一部竝散在細民（假に定居的細民の半數として）等を精査加算するときは、其の總計は三十萬以上の巨數に達すべきか。

附記

ブース及ロウントリーの計上したる細民數の割合は次の如し。

チャールス・ブースは彼の倫敦に於ける細民調査に際し、生活狀態に依りて全市人口に八種の區分を設けたり。

A. 不定時勞働者、浮浪者及半犯罪人より成る最下級。
B. 臨時に收入あるもの——窮民。
C. 間歇的收入者
D. 規則的の小額收入者 ——細民。
E. 規則的に標準收入を得る者——細民線以上にあるもの。
F. 上級勞働者。
G. 中流階級の下に位するもの。
H. 中流階級以上に位するもの。

而して細民の生活標準額としては、一世帶五人の標準家族に對し一週十八志より二十一志の收入を基準としたり、右に依る細民人口の割合は

			比例	
A. 最下級		三七、六一〇人	●九	
B. 窮民		三一六、八三四	七・五	貧窮狀態
C. D.	細民	九三八、二九三	二二・三	
E. F.	餘裕ある勞働者階級	二、一六六、五〇三	五一・五	餘裕ある狀態
H.G.	中流及其の以上	七四九、九三〇	一七・八	
	計	四、二〇九、一七〇	一〇〇・〇	
救濟團體に收容せられたるもの		九九、八三〇		
合計		四、三〇九、〇〇〇		

Charles Booth, Labor and Life of the peaple in London, 1891.

次にロウントリーはヨークの調査に際し一世帶五人の標準家族に對する最低生活標準を一週二十一志八片と定め、之を基準として、細民を第一、第二の兩者に區分し其の割合を算出したり、即ち

	人	全市人口に對し
第一次の細民狀態に在る者	七、二三〇	九・九一
第二次の細民狀態に在る者	一三、〇七二	一七・九三
計	二〇、三〇二	二七・八四

第三款　住　居

第一項　住居の種別

細民の居住家屋は其の構造に依り、次の如く區別する事を得べし。

一、二階建普通長屋。

二、平家建家屋。

イ、一戸建

ロ、普通長屋

ハ、棟割長屋

ニ、共同長屋

右の内平家建家屋は、全數の凡九割以上を占む。平家建家屋の中に有りても、一戸建は極めて少くして大部分は普通長屋なりとす。

棟割及共同長屋は、四谷、下谷、本所及深川の四區に多く存在し、後者は俗に隧道長屋と稱せらる、全市を通じ共同長屋の數は、棟割長屋の凡そ半數以下なりと云ふ。

第二圖　細民長屋構造圖

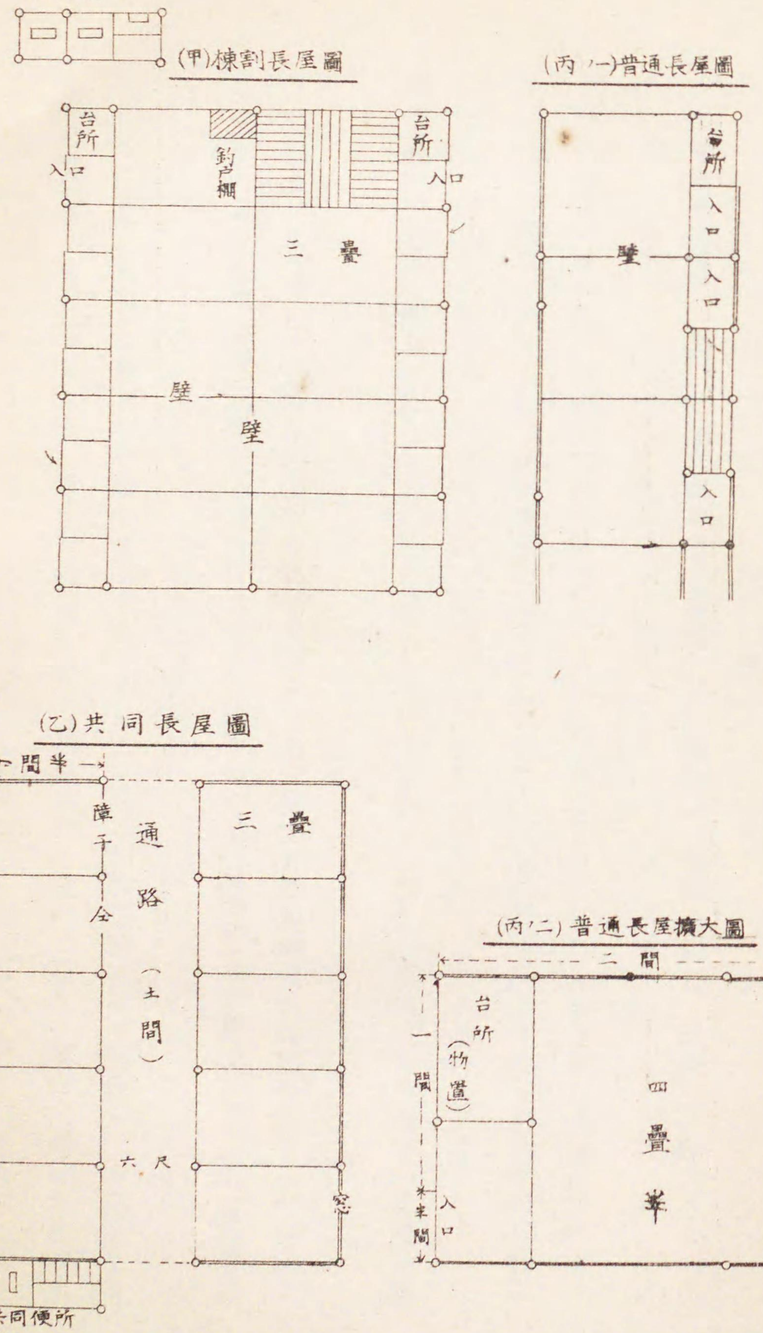

第二項　家屋の構造

二階建長屋は階上一間、階下二間なるもの多し、普通階上は間貸を爲し、別世帶を構ふるもの居住す。

普通長屋は一棟を三戸乃至十二戸に區劃し、間數は一間若くは二間なるもの多く、其の建坪は一戸三坪即ち間口一間半奥行二間なるものを普通とす、されば全市の一戸平均建坪十八坪六七なるに比し、僅に其の六分の一に當るのみ、以て細民居住の一般を推すに足るものと云ふべし。

棟割長屋の構造は棟を中心として其の方向に壁を以て建物を區劃し、兩側に脊中合せの長屋を設く。

又共同長屋は一棟の中央棟木の方向に通路を造り、之を挾んで其の兩側に長屋を設くるの構造にして、孰れも間數は三疊一間多く、出入口は障子を用ゆるも、採光極めて不充分なり。（第二圖參照）

第三項　疊數と居住人員

細民の一世帶に於ては幾何の疊數を有する哉を見るに（第一）第三圖に示すが如く、四疊半なるもの最も多し、之に次で六疊、降て六疊半、五疊半、八疊の順序にして最少は僅に二疊最大と雖も十二疊を超ゆるもの稀なり（第二）一人當り幾何の疊數を有する哉、各區の細民一、七九三世帶に

付き調査したる所に依れば左の如し。

項別	最大	最少	平均
家族數	一一人	二人	四・二六
疊數	一二、五疊	二疊	四・九六

而して右は獨身世帶を除けるものにして、家族數を疊數に對比するときは平均一人に對する疊數一、一六となる、以て如何に細民生活の憫むべきものなるかを推知するに難からずと云ふべし。

第四項　家賃

市内細民一箇月の家賃は、普通二圓八十錢以上七圓の間に在りて、稀に一圓五十錢以下若くは十圓以上に昇るもの有るも其の數到つて尠し。

家賃は建築の新舊、所在地、四周の狀況及家主等に因りて著しく高下あるを以て、同一の標準を以て率し難きも今芝、四谷、小石川、下谷、淺草、本所、深川七區の主なる細民地域に於ける比較的類似せる事情の下にある家屋につき調査したる所に依れば、疊數と家賃の關係は各區の間相互著しき差違を見ず、之を建物の種類に據り區分し表示すれば次の如し。

建物の種類	間取	間數	疊數	月家賃平均	日掛家賃
普通長屋	六、二	二間	八疊	六、六五圓	
同	四、五、三	二	七、五	六、一〇	
同	六	一	六	五、五〇	
同	四、五	一	四、五	四、七五	
棟割長屋	四、五	一	四、五	四、一七	一五錢
同	三	一	三	三、〇五	
共同長屋	三	一	三	二、八〇	一〇
同	二	一	二	一、五〇	六

尙四谷、芝、淺草、本所及深川五區に於ける細民一、七九三世帶の家賃に付き調査したる結果は、疊一疊當り一箇月の家賃最高一圓九十錢、最低五十三錢にして平均九十一錢に當り、家族一人當りの家賃は平均一圓五錢にして、現に夫の昂騰の氣勢尙止まざるもの、如し。

今之を前々表と綜合し表示すれば左の如し。

項別	最大又は最高	最少又は最低	平均	家族一人に對する疊數及家賃	疊一疊に對する家賃
家族數	一一人	二	四・二六	—	—
疊數	一二、五疊	二	四・九六	一・一六	—
家賃	一一円	一、五〇	四・五一	一・〇五	・九一

更に家賃と世帶數との關係を圖表すれば第四圖の如し。

家賃支拂の方法は、月末拂なるもの最も多く日掛及月二回拂の方法に依るもの之に次ぐ、月三回以上の支拂方法行はるゝ所あるも極めて稀なり。

日掛は貧窮の程度甚しき、棟割及共同長屋の借家人に對し行はる、差配人は毎夕、各戸に就き、六錢乃至十五錢の家賃を取立て、日掛帳に捺印して受取の證とす。

家賃の取立は、家主の常に苦心する所にして、其の納付奬勵方法として、日掛一箇月間完納の者には三日乃至五日分の割戻をなし、一箇年の間澁滯なく皆納したる者には、年末に更に割戻をなし若くは餅を配るが如き、或は割戻分を借家人の貯金となすが如き、種々の方法にて其の滯納を防ぐも、一般に滯り勝なるは、細民の生計に於ては止むを得ざる所なるべし。

敷金は普通長屋に在りては、之れ有るを常とす。其の額は家賃の一箇月乃至五箇月分にして、一

第三圖　（四谷京橋芝浅草本所深川六區ニ於ケル細民世帶一九五六ニ就キ調査シタルモノ）

疊數ト世帶數對照圖

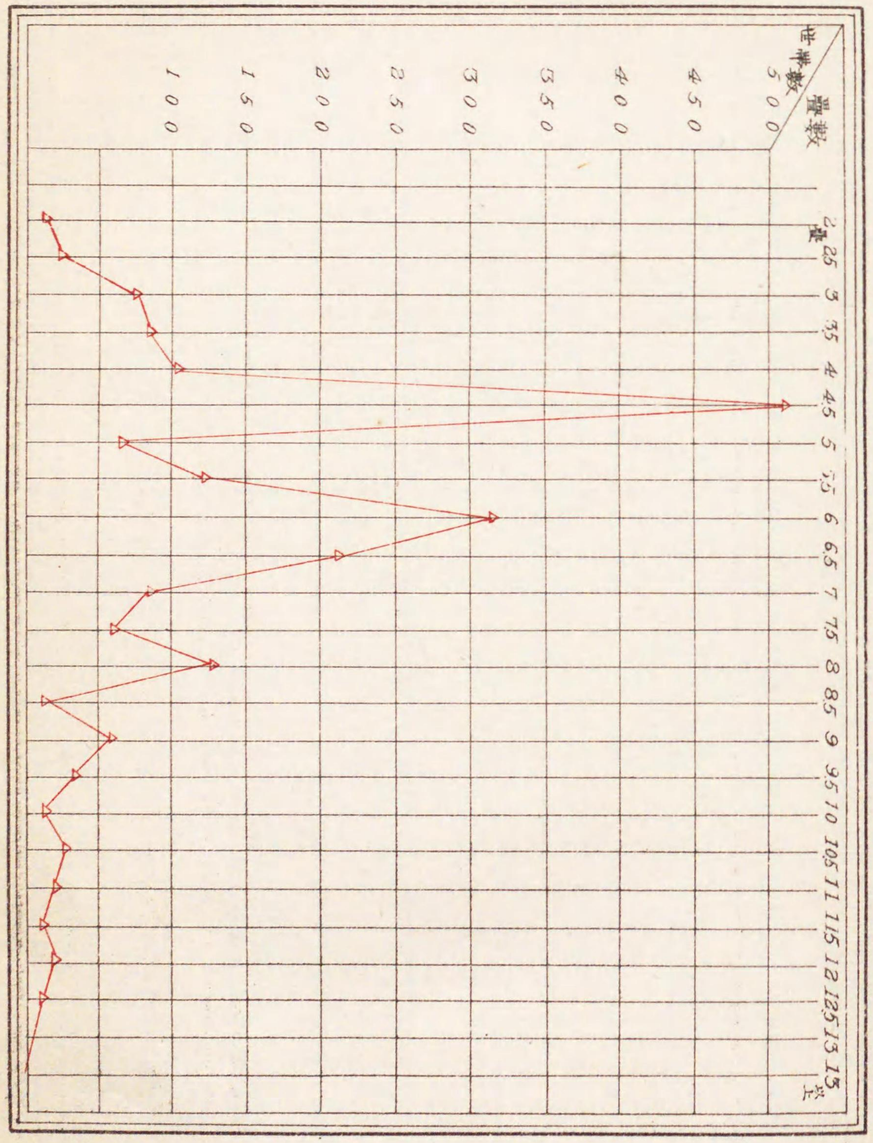

家賃ト世帯数對照圖

第四圖　（四谷芝淺草本所深川ノ細民一七九三世帯ニ付キ調査シタルモノ）

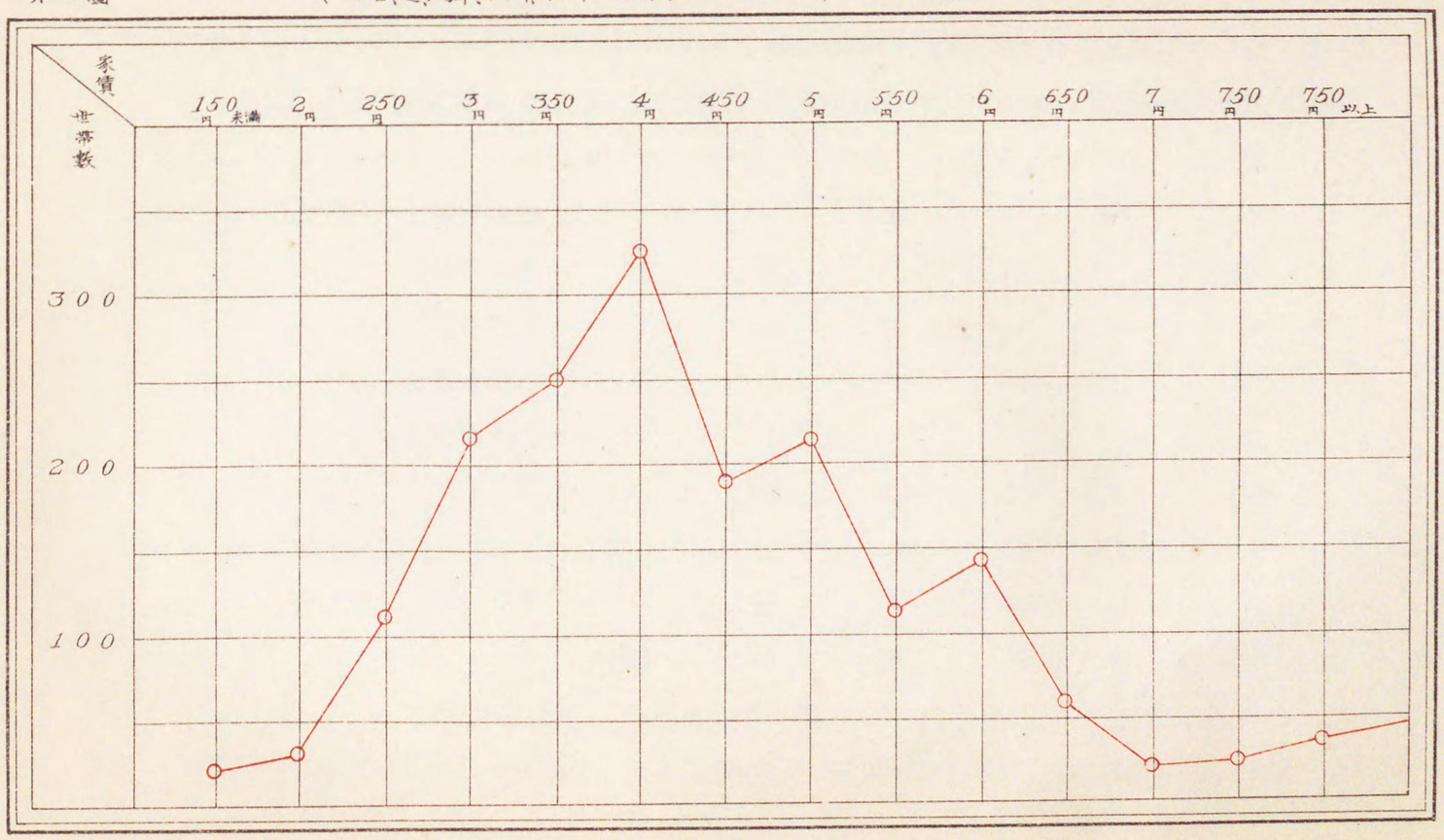

箇月半なるもの最も多きに居るが如く、又其の有無は家賃の高下と特別の關係なきもの、如し。

芝、京橋、下谷、深川四區の二八六世帶に就き調査したる、敷金の有無及其額を示せば次の如し。

	芝	京橋	下谷	深川	計	比例
敷金有　一箇月分迄	四	一	八	二五	三七	一二・九
二箇月分迄	一四	一三	三一	四二	一〇〇	三四・九
三箇月分迄	二	一七	二六	八	五三	一八・五
四箇月分迄	一	三	六	三	一三	四・一
四箇月分以上	—	一	—	—	一	・四
計	二〇	三四	七一	七八	二〇三	七〇・八
敷金無	八	一六	五	四三	八一	二八・三
不明	二	—	—	—	二	・九
合計	四〇	五〇	七六	一二〇	二八六	一〇〇・〇

第五項　便所、炊事場

棟割及共同長屋には便所を共同にするもの尠なからず、又芝區新網町、四谷區旭町、鮫ヶ橋、下谷の

一部及本所の細民部落に在りては、普通長屋にして便所を共同にするもの有り。多きは三戸に對し一箇所、少なきは十五戸に對し一箇所の割合なるを以て、其の汚穢不潔甚だしきもの多く、殊に低地の細民長屋にありては、下水の排水不可能にして、强雨の際は雨水反つて便所床下一面に流入するが如き場所あり。

炊事場は便所に比し、場所の制限を受くる事尠きを以て、其の共同なるものは極めて少數なりとす。細民長屋に於ては一戸の建坪數小なるに反し居住人員多きを以て、多くは入口の一部又は簷先に竈を据へ、薪、木炭を用ひて炊事するもの多し。

飲料水は水道共同栓の使用者最も多數なるも、四谷區旭町、小石川區大塚坂下町、白山御殿町、牛込區早稻田鶴巻町、淺草區田中町の如きは、今尙掘井戸を使用するものあり。

第四款　職業

第一項　職業の概觀

職業の概して、且其の有する資金の微細なるは、細民の常態夫れ教育の程度低く特殊の技能に練達せる者尠く、とする所なるを以て、彼等の職業は著く限局せられ、一般社會に於ける職業の種類と頗る趣を異にす。東京全市より見るときは、商業及公務自由業に屬する職業頗る多きに反し、細民に在りては

は工業、交通業に關する職業及雜業者の數著しく多く、又彼等の間に自ら資本家たり企業者たるものあるも、其の內容は何れも一勞働者たるに過ぎざるものにして、自ら商業を營む者も概ね行商の方法に依るもの多しとす。

又細民の職業は一般社會竝經濟事情に左右せらるゝ事多く、從て彼等の從事する事業は、其の居住地附近に存在する生活の泉源と密接の關係を有するものなり、されば各區に於ける細民の職業は、生活の泉源即ち工場其の他の勞力需要機關の存否及其の種類の如何に因り著しき差異を生ずるものとす。

細民の職業に關聯し著しき事實は、細民家庭に於ける有業者の一般社會の家庭の夫れに比し遙に多き事なり、而して彼等は生活の必要上女子老幼に拘らず勞務に從事するも、世帶主を除きたる有業家族としては第二款第三項に述べたる所に依り、女子多く男子も年少者を主とするを以て、多く筋力を要する職業に從ひ難き事情の存するによりて、是等の職業は殆全部工業に屬する職業に從事するものなりと云ふも不可なきが如し。

第二項　世帶主の職業

京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、下谷、淺草、本所、深川の十區に於て調査したる細民の主

なる職業二十七種を選び、從業者數の順位に從ひ列記すれば次の如し。

職業名	京橋	芝	麻布	赤坂	四谷	牛込	下谷	淺草	本所	深川	計
人夫(日傭普通)	五	一〇	一〇	―	五〇	二三	九	一八二	一〇七	三五四	七五〇
職工(各種)	一七	六	八	―	二五	一五	一六	八六	五一	一五三	三七七
人力車夫	一	二	四	五	四五	五	五	七九	五九	五六	二六一
荷車輓	四	二	四	―	一〇	―	三	一六	四九	六九	一五七
鍛冶職	五	一	一	―	―	―	一	二〇	二八	三〇	八六
古物商	―	―	一	―	四	七	一	二三	一六	三三	八四
大工	三	―	三	―	九	二	二	二二	三〇	二二	八二
雜業	―	―	―	―	―	九	―	―	二八	三九	七六
鳶職	一	一	一	―	二	―	四	二三	一六	一四	七一
鼻緒職	―	―	―	―	―	―	三	五八	―	―	六一
諸行商	一	一	一	―	―	―	七	一七	―	三一	五八

職業名	京橋	芝	麻布	赤坂	四谷	牛込	下谷	淺草	本所	深川	計
縁日、露天商	―	一	一	―	―	―	一	一三	六	二三	四五
官公署、會社小使	一	四	二	―	三	―	―	―	―	―	三八
按摩	―	―	―	―	―	三	―	二	七	十	二八
植木職	―	―	一	三	一九	―	一	―	―	―	二四
土工及同手傳	―	―	二	―	二〇	―	―	―	―	二	二四
下駄歯入	―	―	―	―	―	―	―	一三	一二	一	二四
錺職	―	―	―	―	―	―	一	―	一七	二	二〇
船乘	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一八	一八
指物職	―	―	―	―	―	―	一	―	―	一七	一八
裁縫職	―	―	二	―	―	六	―	―	八	―	一六
革職	―	―	―	―	―	―	―	一六	―	―	一六
洋傘直し職	―	―	―	―	―	―	―	―	一五	―	一五
漁夫	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一三	一三
紙箱職	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一三	一三

桶職	羅宇換	合計	調査世帶數	總數
		三八	五〇	
		二八	四〇	
		四一	六六	
		八	四五	
		二四	五六〇	
		七〇	二〇三	
		五六	七九	
		五七六	八五六	
		四四八	七三一	
		九〇六	一、三三七	
		二、三九五	三、八六一	

右の内主要なる業體を觀察するに、全體に於ては日傭人夫、職工、人力車夫、荷車輓、鍛冶職、古物商、大工、雜業者、鳶職、諸行商及緣日商等の職業概して多數なり。而して各區に就て之を看るに京橋區に在りては工場地月島を控ゆるを以て各種職工最も多く芝、麻布兩區には日傭人夫及職工多數にして、赤坂區には人力車夫、植木職多く四谷區に在りては日傭人夫、人力車夫、小使、植木職、土工等多數を占め、牛込區には日傭人夫、印刷職工多く、又下谷區に於ては各種職工、日傭人夫、諸行商多し、又淺草、本所、深川三區に在りては日傭人夫、職工、人力車夫、荷車輓、鍛冶職、古物商等の多きは相似たりと雖も淺草區に於て鼻緒職、行商、革職、羅宇換の多き事、本所區に於て錺職洋傘直し職及大工の多き事、深川區に於て船乘、指物職、桶職其の他漁夫、緣日露天商の多き事は各其の特異とする所なりとす。

而して斯の如き相違は皆四周の社會的竝經濟的諸事情殊に生活の泉源と密接なる關係を有するのなり。

更に叙上二十七種の職業を其の内容に依りて、左記の如く綜合し、其の割合を示せば、

區名 ＼ 種別	漁業	工業	商業	交通	公務及自由業	農業（畜圃）	其他ノ有業者	計
京橋	—	六八・四	二・六	一三・二	二・六	—	一三・二	一〇〇
麻布	—	四一・四	七・三	一九・六	四・九	二・四	二四・四	一〇〇
芝	—	二八・五	七・二	一四・三	一四・三	—	三五・七	一〇〇
赤坂	—	—	—	六二・五	—	三七・五	—	一〇〇
四谷	—	二九・〇	一・八	二四・六	一三・八	八・五	二二・三	一〇〇
牛込	—	三三・九	一〇・〇	七・一	四・三	—	四五・七	一〇〇
下谷	—	五〇・〇	一六・一	一四・三	一・七	一・七	一六・二	一〇〇
淺草	—	四一・〇	九・〇	一六・五	一・九	—	三一・六	一〇〇
本所	—	三九・二	四・九	二四・二	一・五	—	三〇・二	一〇〇
深川	一・三	二九・一	九・六	一五・八	〇・八	—	四三・四	一〇〇

即ち細民世帶主の職業は工業最も多く、其の他の有業者之に次ぎ、交通業、商業の順位を示す。

第三項　家族の職業

細民家庭に於ては、男子世帶主を除けば、家族としては主婦及年少の子女若くは高齡者なるが故に、夫等の職業は體力の關係上、世帶主の職業とは著く其の趣きを異にするものなり。

家族の職業は、交通業及商業に屬する職業尠くして、工業に關する職業其の大部を占む、即ち女子に有つては鼻緒、スリッパ、籐表、麻裏付、靴下、手袋其他メリヤス毛織物カガリ及足袋縫等の身の廻り品製造業。ボール箱貼、封筒貼、マッチ箱貼、荷札、造花、風船、ゴム櫛造、製本、水引製造、屑斗折等の紙護謨加工業。白粉、煙草、製菓、紙器、リボン、麻綱、玩具製造工場の職工及髮結、賃仕事、絲繰、編物、屑物選別、古足袋修繕、袋物、羽子張りの座業等にして即ち女子に相應せる職業に從事するもの多く。又兒童に在りては、鍍金、鑄物、機械等の金屬及機械工業の職工。メリヤス、麻絲綱等の纖維工業の職工。其の他一般化學工業、嗜好品、娛樂品、玩具製造工場等の職工又は官衙公署、會社の輕易なる仕事に從事する雇傭者たるもの多數に居れり。然れ共之等の兒童にして相當年齡に達し、技術に熟達せるものは、其の職業の種類に依り、熟練工として優遇せられ、世帶主に劣らざる收入を獲るもの亦尠なからず。

今家族の主なる職業三十種を選び、前表の如く之を綜合し、其の割合を示せば、

漁業	工業	商業	交通業	其他の有業者	計
一・八	八八・八	六・三	一・二	三・七	一〇〇

にして大正元年度に於ける內務省調査の結果と殆ど一致するを見る。

次に副業及非現住者の職業を見るに、前者に在りては、全體として副業を有するもの尠きも、其の種類は家族の從事する職業の範圍にあるもの又は輕易の職業に屬するもの多し、之れ細民の本業が一般に筋力を要する職業なるを以て、副業として更に勞力及時間を要する職業に從ひ難き事情あるに依るものなるべく尙溯りて云へば細民は副業に從事するの餘裕少なきに因るものなり。非現住者の職業は、男子は徒弟及奉公比較的多く、女子は下女、藝娼妓、料理店及飲食店の雇人なるもの多しとす。

第四項　職業種別表及就業日數

今回の調査に現れたる細民の從事する職業二百五十二種を八業に大別し、更に二十二類に細別し表示すれば次表の如し、而して尙之を仔細に觀察するときは、現在の社會竝經濟組織に於ては細民の存在を必要とする職業亦尠なからざる事を明にすることを得べし。

就業日數。京橋、芝、下谷、深川四區の細民有業者に就き調査したる、左記各種職業に對する就業日數を擧ぐれば左の如し。

職業	調査員數	一箇月平均就業日數
鍛冶職	九	二六日
鑄物職	四	二六
錺職	三	二八
大工	一一	二五
鳶職	一〇	二一
植木職	三	二〇
指物職	四	二九
下駄歯入	五	二二
屑物商	七	二三
縁日商	六	二二
行商	一四	二七
人力車夫	一八	二四
荷車輓	一九	二四
馬車輓	三	二三
船乘	六	二三
各種職工平均	四二	二六
日雇人夫	四八	二二
定傭人夫	一二	二八
鼻緒職	三	二七
各種內職	八	二九
女工平均	一三	二五
幼年工平均	一九	二五
計。平均日數	二六七	二四・七

即ち就業日數は、概して屋內の勤勞者に多くして、屋外の勞務者に尠さの事實を示す。

る職業

寺郷 和 江

府藝

撰妓

○主として世帯主及男子家族の從事する職業

細民の職業

- 農業
  - 造園
    - 植木職
- 水産業
  - 漁業
    - 漁夫
- 工業
  - 窯業
    - セメント職工
    - 硝子職工
    - 硝子磨職
    - 燒物職
    - 坩堝職工
    - 瓦及煉瓦職
  - 金屬工業
    - 鐵葉職
    - 針金細工職
    - 鍛冶職
    - 鑄物職
    - 銅工
    - 鑛金職
    - 帶鐵職
    - 鎊職
    - 旋盤職
    - 製鑵職
    - 仕上職工
  - 機械器具製造業
    - 電氣機械職
    - ナイフ製造職
    - 穿孔職工
    - 金庫職
    - 喞筒職工
    - 船大工
    - 及物研磨職
    - 鋸目立職
  - 化學工業
    - 製藥職工
    - 染料職工
    - 白粉製造職工
    - 石鹼職工
    - 護謨職工
    - 肥料職工
    - セルロイド職工
  - 纖維工業
    - 製棉職工
    - 莫大小職工
    - 眞田紐職
    - 染物職
    - 型付職
    - テント縫職
  - 紙工業
    - 紙漉職
    - 經師職
    - 水引職
    - 製紙職工
  - 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業
    - 革職
    - 馬具職
    - 染革職
    - 角細工職
    - 鼈甲職
    - 革細工職
    - 釦職
    - 刷毛職
    - 筆職
  - 木、竹類に關する製造業
    - 木挽職
    - 挽物職
    - 曲物職
    - 桶職
    - 箱職
    - 建具職
    - 指物職
    - 瓶釣職
    - 洋家具職
    - 靴木釘職
    - 塗物職
    - 疊職
    - 竹細工職
    - スダレ編職
    - 籐細工職
    - 籠職
    - 箕作職
  - 飲食料品嗜好品製造業
    - 製菓職工
    - 菓子職
    - 煙草職工
  - 被服、身廻品製造業
    - 仕立職
    - 洋服裁縫職
    - 帽子職
    - 帽子辷リ製造職
    - 足袋職
    - 袋物職
    - 團扇製造職
    - 傘製造職
    - 洋傘直職
    - 下駄職
    - 草履職
    - 爪掛職
    - 鼻緒職
    - 靴職
    - カモジ職
    - ステツキ製造職
    - 下駄齒入職
  - 土木建築業
    - 大工
    - 左官
    - 煉瓦積職
    - 石工
    - 屋根職
    - ペンキ職
    - 毀シ屋職
    - 各職手傳
    - 疊刺職
    - 土工
  - 製板、印刷、製本業
    - 木版職
    - 印刷職工
    - 石版職工
    - 製本職
    - 鉛筆職工
    - 萬年筆職工
  - 學藝、娛樂、裝飾品製造業
    - 三味線職
    - 玩具職
    - 人形師
    - 羽子板職
  - 瓦斯、電氣及天然力利用に關する業
    - 瓦斯職工
    - 電工
  - 其他の工業
    - 竈製造職
    - 羅宇換職
- 商業
  - 物品販賣業
    - 野菜行商
    - 魚行商
    - 同露天商
    - 貝行商
    - 燒鳥露天商
    - アイスクリーム
    - 駄菓子賣
    - 饂飩行商
    - 飴行商
    - 豆腐受賣
    - オデン商
    - 茶行
    - 煮物賣
    - シルコ露天商
    - 炭賣
    - 油賣
    - 竹賣
    - 古下駄
    - 號外賣
    - 賣藥行商
    - 雜貨行商
    - 箒行商
    - 諸緣日商
    - 花
    - 金魚賣
    - 蟲賣
    - 古物商
    - 紙屑買
    - 拔毛買
    - 藁
    - 牛飯露天商
    - 沖賣
    - 空樽商
    - シンコ細工商
    - 甘酒商
- 交通業
  - 通信業
    - 電報配達
  - 運輸業其の他
    - 輕子
    - 荷車輓
    - 人力車夫
    - 馬車輓
    - 鐵道人夫
    - 小揚人夫
    - 貨物人夫
    - 船乘業
    - 筏乘業
    - 石炭人
    - 船員
    - 火夫
    - 荷造業
    - 赤帽
    - 馬丁
- 公務自由業
  - ……
    - 代書業
    - 消防手
    - 小使給仕
    - 門衛
    - 按摩
    - 芝居道具
    - 僧侶
    - 講釋師
    - 行者
    - 易者
    - 遊藝人
    - 鍼
- 其の他有業者
  - 其他の有業者
    - 日傭人夫
    - 下水人夫
    - 葬儀人夫
    - 撒水人夫
    - 廣告人夫
    - 下足
    - 立ン坊
    - 水道人夫
    - 道路人夫
    - 屑拾
- 家事使用人
  - ……
    - 料理人（板前）
    - 貸座敷雇人
    - 飲食店雇人

附記　本表には不定居細民の職業をも便宜上掲記したり

及男子家族の從事する職業

○家族の（殊に女子）從事する職業

子磨職　燒物職　坩堝職工　瓦及煉瓦職
冶職　鑄物職　銅工
職　旋盤職　製鑵職　仕上職工
孔職工　金庫職　喞筒職工　船大工　時計職工
鋲製造職　鐵工見習
釘直し職
ミシン針職
粉製造職工　石鹼職工　護謨職工　肥料職工
石鹼包裝工　護謨櫛內職　風船內職
田紐職　染物職　型付職　テント縫職
洗張　蚊張內職　製網女工
毛絲管卷　編物職工
引職　製紙職工
紙器工　ボール箱職　封筒貼
袋貼　團扇張
革職
細工職
職
屑毛展シ　羽子製造職
物職　桶職　箱職　建具職　刳物職
家具職　靴木釘職　塗物職
ダレ編職　籐細工職　籠職　箕作職　竹ベラ職
焚付製造職
草職工
子職　帽子辷リ製造職　足袋職　袋物職　リボン職
傘直職　下駄職　草履職　爪掛職　羽織紐職
モジ職　ステツキ製造職　下駄齒入職
瓦積職　石工　屋根職　ペンキ職　鳶職
刺職　土工
版職工　製本職　鉛筆職工　萬年筆職工
スリツパ內職　釦付職　タブ止內職
古足袋修繕　根掛內職　花簪內職
足袋小鈎筱　靴鈕金付　麻裏付
賃仕事
形師　羽子板職
ハーモニカ職工
笛製造職
露天商　貝行商　燒鳥露天商　アイスクリーム賣　唐辛賣
行商　豆腐受賣　オデン商　茶行商　精進揚賣
賣　油賣　竹賣　古下駄商　辻占賣
貨行商　箒行商　諸緣日商　花賣　水道道具行商
物商　紙屑買　拔毛買　藁商　土碁局受賣
樽商　シンコ細工商　甘酒商
夕刊賣
納豆賣
興行場內賣子
電話交換手
力車夫　馬車輓
物人夫　船乘業　筏乘業　石炭人夫
造業　赤帽　馬丁
使給仕　門衛　按摩　芝居道具方　芝居出方
者　易者　遊藝人　鍼術
儀人夫　撒水人夫　廣告人夫　下足番　理髮職
道路人夫　屑拾
食店雇人
遊藝師匠　女給仕
釣魚餌採集職
墓地掃除人　女髮結藝妓
娼妓　酌婦　屑撰
留守居　兒守
計　二五二種

をも便宜上掲記したり

第五款　生計

第一項　所得

第一　世帶主の收入

一、日收又は賃金

細民世帶主の從事する職業と日收との關係、換言すれば如何なる職業が其の賃金又は收入高に於て高率なるか、低廉なるかを見るに、左記二十四種の職業に就て調査したる所は、

職業名	日收又は賃金
鍛冶職	一・六〇円
鑄物職	一・四〇
大工職	二・二〇
鳶職	一・八〇
植木職	一・八〇
畳職	一・九〇
土工	一・七〇

洋傘骨職	一・〇二
下駄歯入	一・三〇
淺蜊賣	一・五〇
屑商	一・二〇
諸行商	・九〇
人力車夫	二・〇〇
荷車輓	一・九〇
各種職工	一・三〇
下水掃除人夫	一・三〇
日雇人夫	一・四五
洗張業一日	一・二〇
按摩業一	一・一〇
緣日商一	一・二〇
遊藝人	一・〇六

ヨナゲ職（溝中の金物）	・九八
馬車輓業	一・〇〇
荷扱人夫	一・七〇
平均	一・四八

備考　本表は十月末に於ける、當該職業の平均賃金又は日收を擧げたるものなり。

右の勞銀を市內一般の夫れに比較するときは、之等の著しく低位に在るを知る、即ち

職業名	細民從業者の賃金	一般市中の賃金 普通	一般市中の賃金 最低
	円	円	円
鍛冶職	一・六〇	一・八四	一・六〇
鑄物職	一・四〇	一・五〇	一・三二
大工職	二・二〇	二・〇〇	二・八〇
植木職	一・八〇	一・五〇	一・二〇
疊職	一・九〇	二・五〇	二・三〇
日雇並人夫(男)	一・四五	二・〇一	一・七五
平均	一・七二	二・二二	一・九九

備考　一般市中の賃金は東京商業會議所の調査に據る。

之れ細民世帶主の有業者は中年にして、現職に就業したるもの多きを以て、其の從事せる職業に練達するもの割合に尠く、且其の生計の窮乏は常に勞働條件を不良にし、從つて彼等は同一業者中に在りても、收入の少き位置にある上刎錢等の加はるありて、一層實收の少額を示すものならん。今細民の從事せる各種職業百二十二種に就き、最高最低の日收を調査するに、

從業人員	最高日收	最低日收	總平均
一、三二六	三・四〇円	一・四〇円	一・四五円

世帶主の日收にして總平均一圓四十五錢に過ぎずとせば假令細民家庭にありては有業者多しと雖も其の收入の如き推して知るべく、物價低落の傾向著しからざる今日、細民の窮狀察するに餘りありと云ふべし。

二、月收

四谷、下谷、淺草、本所及深川の五區に於ける左記十三種の職業に從事する細民の世帶主四百十七人に付き、其の月收を調査するに平均額左の如し。

職業	最高月收	最低月收	平均額
鍛冶職	五八円	三〇円	四三・二〇
鑄物職	五五	二九	三七・八〇
大工職	六八	四一	五〇・六〇
植木職	五五	三三	三七・二〇
鳶職	六〇	三一	三九・六〇
土工	五四	二八	四一・九九
屑商	七〇	三〇	三二・四〇
人力車夫	七九	四一	四五・七四
荷車輓	六三	三五	四三・三三
下水掃除人夫	三七	二九	三三・一九
鍍金職	五九	三四	四五・二二
駄菓子賣	四四	二三	三一・六八
平均	五八・五	三二	四〇・一六

然れ共右は各種職業中比較的收入多き種類にして、細民の職業としては收入高率を示すものなれば、之を以て一般的の收入標準と看做し難し、されば彼等總平均の月收は恐らく右平均額よりも

尙下位に在るものと考ふるを正しとすべし。

第二　家族の收入

家族の收入は一般に世帶主の收入に比して小額なるを常とす、之れ細民家庭に有りては世帶主を除けば、其他は婦女及兒童多きを占むるものなるに依り、其の職業は多く何人にも容易に從業し得べき種類の職業にして、收入も從つて尠なきを普通とすれば也。

今婦女の職業十種に付き其の日、月收を示せば左の如し。

一、婦女の職業收入

職業名	平均日收	最高最低月收
女髮結	一・〇〇円	一〇——三六円
鼻緒職	八三	八——二六
駄菓子小賣	七六	六——二三
納豆賣	四〇	三——一三
籐表職	六二	五——一七
麻裏付	四五	二——一五
賃仕事	三〇	三——九
洗張仕事	五五	三——一九
日傭	七九	一三——二六
女工平均	八八	一七——三五
平均	六六	

茲に內職に關して殊に注意すべき事項は、其の工賃の上に、又作業の上に、所謂スウエーチング、システム（Sweating system. 搾汗制度又は下受制度と譯するものあり）の行はるゝ事にして、問屋と內職者との間には多くの仲繼的仲介者ありて、追次一割內外の手數料を工賃中より差し引くを以て、問屋の工賃額が從業者の手に入る頃には、二割乃至五割の減額となるも內職者は此の低廉の工賃に甘んぜざるを得ず、且其の注文の如きも不規則にして一般に不安定のもの多き狀態なりとす。

二、未成年者（兒童）の職業收入

職業名	平均日收
鍛冶職	五七円
鑄物職	五五

鍍金職　五〇
機械職　六五
鋲力職　三〇
金屬細工職　五八
ナイフ製造職　八〇
錺職　三〇
疊職　〇五（徒弟なり）
電氣機械職　六四
メリヤス職工　三七
硝子職工　四四
製藥職工　五八
セメント職工　八〇
白粉職工　三〇
團扇職工　三五

ボール箱貼　三一
靴紐金付　二九
繪具工場職工　二七
釦職工　二二
印刷工場職工　六五
鉛筆工場職工　三五
笛製造職　二三
玩具職　二九
經木職　二六
造花職　一九
草履表職　二三
水道器具行商　三五
紡績工場職工　七五
木工場職工　三七

小鉤嵌
マッチ貼
化粧品工場職工
煙草職工
活版職工
金モール製作職
飴包裝職工
髪結梳手

平均（徒弟及見習を除き）

・一二
・〇九
・二六
・四三
・二二
・六九
・五六
・〇四（見習）
・四一

第三　總收入

世帶主及家族の收入に付ては、前第一及二に於て其の概要を叙述したるも、更に進んで細民一世帶の總收入は幾何なるもの多きかを見るに、京橋、芝、下谷、深川四區の細民世帶一、六九〇に就て調査したる結果は次の如し。

總收入＼世帶構成員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	合計	點線内ノミノ比例
三〇圓未滿	二九	四五	三三	一九	六	三	—	—	—	一三四	八・三
四〇圓未滿	二	五七	五四	四四	三一	七	三	—	—	一九九	一二・四
五〇圓未滿	一	五六	一二五	一三一	八一	二九	二	一	—	四三五	二六・九
六〇圓未滿	一	三二	八九	一二六	一〇三	六〇	一二	九	—	四二一	二六・七
七〇圓未滿	—	一〇	三六	五五	五〇	四三	二四	五	二	二三五	一三・三
八〇圓未滿	—	四	一九	一八	三一	二九	二三	七	二	一三三	六・九
九〇圓未滿	—	—	一〇	一七	一六	一六	一八	九	三	八九	三・八
九〇圓以上	—	—	—	七	一〇	八	七	一二	一	四四	一・七
計	三三	二〇四	三六五	四一七	三二八	一九五	九七	四三	八	一、六九〇	一〇〇
點線内ノミノ比例	一・九	一一・八	二〇・九	二四・四	一九・七	一二・一	六・〇	二・七	・五	一〇〇（一・六一）	

備考　點線外の數字は、多少餘裕ある階級の世帶數を示す。

即ち總收入に於ては五十圓乃至六十圓兩階級の世帶最も多數なるを示す。

本所區菊川尋常小學校が其の通學兒童の內、細民の子弟と認め學用品の給與をなしつゝある所謂給與兒童の家庭に就き、本年五月一日の現在を以て調査したる統計は好箇の資料なるを以て、本調査と時期を異にし對照上多少の考慮を要するものあるも參考の爲め次に之を揭記すべし。

職業別總收入表

種別 / 職業	戶數	家族數			收入月額		
		一戶平均生產者數	一戶平均不生產者數	一戶平均非現住者數	一戶平均世帶主收入	一戶平均主以外の收入	一人當の收入
鍛冶職	四六	二・〇	三・八	〇・三	四五・七六	九・四四	九・五八
人夫	五四	一・六	三・四	〇・四	四三・一九	七・一九	九・九七
大工	二〇	一・七	三・九	〇・三	四九・二五	五・九五	九・九五
雜種工場職工	二八	一・七	四・三	〇・四	四一・五〇	一〇・一一	八・六三
機械工場職工	二三	二・〇	四・二	〇・五	四九・〇〇	一〇・〇〇	九・六二
硝子工場職工	一九	一・六	三・六	〇・四	四五・〇〇	六・四二	九・九七
車力	三三	一・七	四・六	〇・三	四〇・七二	一一・七五	八・三五
車夫	一九	一・七	四・四	〇・五	四六・八四	七・二六	八・八六
店員	一八	一・七	三・六	〇・四	四二・九四	九・三三	九・九一
薪炭商	五	一・四	三・二	〇	三五・四〇	五・〇〇	八・七八
鑄物職	七	一・七	三・六	〇	四七・七一	五・〇〇	九・九七
指物職	九	一・八	三・七	〇・九	五〇・〇〇	四・〇〇	九・九二
鍍金職	一二	一・八	三・八	〇・三	四七・〇八	八・三三	九・九三
建具職	六	一・七	四・〇	〇・二	五〇・〇〇	五・八三	九・八五
仕立職	七	一・三	二・四	〇	三三・五七	二・四三	九・七三
木挽職	八	一・四	三・六	〇・一	四五・〇〇	四・二八	九・八八
張物職	七	一・六	三・六	〇	四六・四三	三・七一	九・七五
雜貨行商	四	一・五	三・八	〇・三	四二・五〇	六・二五	九・二九
船乘業	六	一・二	五・〇	〇・二	四七・五〇	一・六七	七・九七
煉瓦職	三	一・三	四・三	〇・七	四六・六七	六・六七	九・四一
駄菓子小賣	八	一・四	三・三	〇・四	三九・五〇	六・五〇	九・九五
魚商	三	二・三	四・〇	一・七	四六・六七	一三・三〇	九・四七

職	六	一八	五七	〇五	三八〇〇	三三三三	八一八
小使	八	一八	三四	〇四	三六八八	一三二五	九八三
空樽商	三	二〇	五七	〇	五〇〇〇	一六六七	八七〇
型付職	一	一〇	五〇	二〇	五〇〇〇	〇	八三三
屑商	六	一八	二七	〇二	三五〇〇	七三三	九四一
下駄職	五	二二	三〇	〇六	四一二〇	一〇六〇	九九六
青物商	二	二〇	四〇	一〇	三〇〇〇	二七〇〇	九五〇
箱張	二	一〇	三〇	〇	三一〇〇	〇	七七五
ブリキ職	三	一三	三三	一〇	三七六七	八三三	九八六
束子製造職	四	三〇	四〇	〇八	四六二五	二〇〇〇	九四七
塗師職	五	一四	六〇	〇六	四一四〇	八〇〇	六六八
籐細工職	二	一五	三五	二〇	四〇〇〇	七五〇	九五〇
彫刻師	三	二〇	四三	〇	四二〇〇	〇	七八八
鍛冶職	三	一七	四〇	一〇	四〇六七	一五〇〇	九八二

女髪結	四	一三	二三	〇三	二四二五	三七五	八〇〇
洗張	三	一三	四三	〇	三六六七	五〇〇	七三五
桶職	三	二〇	三七	〇	四三三三	一〇〇〇	九四一
硯製造職	二	一〇	五〇	〇	五七五〇	〇	九五八
靴職	一	一〇	五〇	〇	四〇〇〇	〇	六六七
表具職	一	一〇	五〇	〇	四三〇〇	〇	七一七
夜警	二	一五	三五	〇	三五〇〇	一一〇〇	九二〇
鍼治業	一	一〇	四〇	〇	四〇〇〇	〇	八〇〇
草履職	二	二〇	三五	〇五	四五〇〇	六五〇	九三六
行者	二	二〇	六〇	〇	三〇〇〇	二〇〇〇	六二五
帽子修繕職	二	一〇	四五	〇	五〇〇〇	〇	九〇九
煎餅焼	二	一五	三五	〇	三三五〇	一五〇〇	九五〇
釣竿製造業	一	二〇	五〇	一〇	六〇〇〇	五〇〇	八五七
馬子	二	一五	三五	一〇	四二五〇	五〇〇	九五〇

左官	一	二〇	三〇	〇	四〇〇	五〇〇	九〇〇	三〇	〇
植木職	一	一〇	四〇	〇	三五〇〇	〇	七〇〇	四〇	〇
煙管製造職	一	一〇	三〇	〇	四〇〇〇	〇	一〇〇〇	三〇	〇
靴紐製造職	一	一〇	五〇	〇	五〇〇〇	〇	八三三	五〇	〇
爪皮製造職	一	一〇	二〇	〇	三〇〇〇	〇	一〇〇〇	二〇	〇
製圖職	一	二〇	三〇	一〇	四〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇	一〇
筆職	一	二〇	四〇	〇	四五〇〇	三〇〇	八〇〇	四〇	〇
赤帽	一	一〇	五〇	一〇	四〇〇〇	〇	六六七	五〇	一〇
花屋	一	一〇	三〇	〇	四〇〇〇	〇	一〇〇〇	三〇	一〇
造花屋	一	二〇	三〇	〇	四〇〇〇	八〇〇	九〇〇	三〇	〇
染革職	一	二〇	三〇	〇	三〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	三〇	〇
髪職	一	一〇	三〇	〇	三五〇〇	〇	八七五	三〇	〇
瓦職	一	一〇	四〇	〇	四〇〇〇	〇	八〇〇	四〇	〇
眼鏡製造職	一	一〇	三〇	〇	三五〇〇	〇	八七五	三〇	〇

玩具製造職	一	一〇	四〇	〇	三五〇〇	〇	七〇〇	四〇	〇
空俵商	一	一〇	四〇	〇	五〇〇〇	〇	一〇〇〇	四〇	〇
七寶職	一	一〇	四〇	〇	四五〇〇	〇	九〇〇	四〇	〇
料理職	一	二〇	三〇	〇	四五〇〇	五〇〇	一〇〇〇	三〇	〇
アンペラ販賣	一	一〇	三〇	〇	四〇〇〇	〇	一〇〇〇	三〇	〇
印判職	一	一〇	四〇	〇	五〇〇〇	〇	一〇〇〇	四〇	〇
漬物商	一	二〇	四〇	〇	四〇〇〇	一五〇〇	九一七	四〇	〇
魚餌取	一	二〇	三〇	〇	四〇〇〇	八〇〇	九六〇	三〇	〇
軒燈掃除夫	一	二〇	三〇	〇	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇	〇
蚊帳製造職	一	二〇	二〇	〇	三〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇	〇
研屋	一	四〇	二〇	〇	二〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇	二〇	〇
其他	一	一〇	五三	〇	六〇〇〇	〇	九四七	五三	〇
無職	一	一〇	三〇	〇	〇	四〇〇〇	一〇〇〇	三〇	〇
計七七種	四五二	一七	三九	〇四	四三一九	八二〇	九二六	三九	〇四

總收入に對する（世帶主の收入其の他の收入）の割合

附記

前表と對照せんが爲に米國に於ける調査の一二を見るに、千九百一年マサチユーセツツ州勞働統計局が勞働者一五一家族に就き調査したる所に依れば、一家族の總收入に對する世帶主及其他の收入の割合は、

收入の區別	比例	
世帶主の收入	六七・六七	八四・一%
子女の收入	一一・三二	
間貸及下宿人より	九・九二	一五・九%
其他	一一・〇九	
計	一〇〇・〇〇	

にして尙同年勞働聯合調査會が二五、四四〇家族に付き調査したる結果は次の如し。

世帶主の收入	七九・四九
妻の收入	一・四七
子女の收入	九・四九
間貸及下宿人より	七・七八
其他	一・七七
計	一〇〇・〇〇

茲に市直營各尋常小學校（細民子弟の教育を目的とする所謂特殊小學校）の、保護者家庭に對する大正八年度統計に基き、之

第六圖　世帯構成人員別収入諸關係比較圖

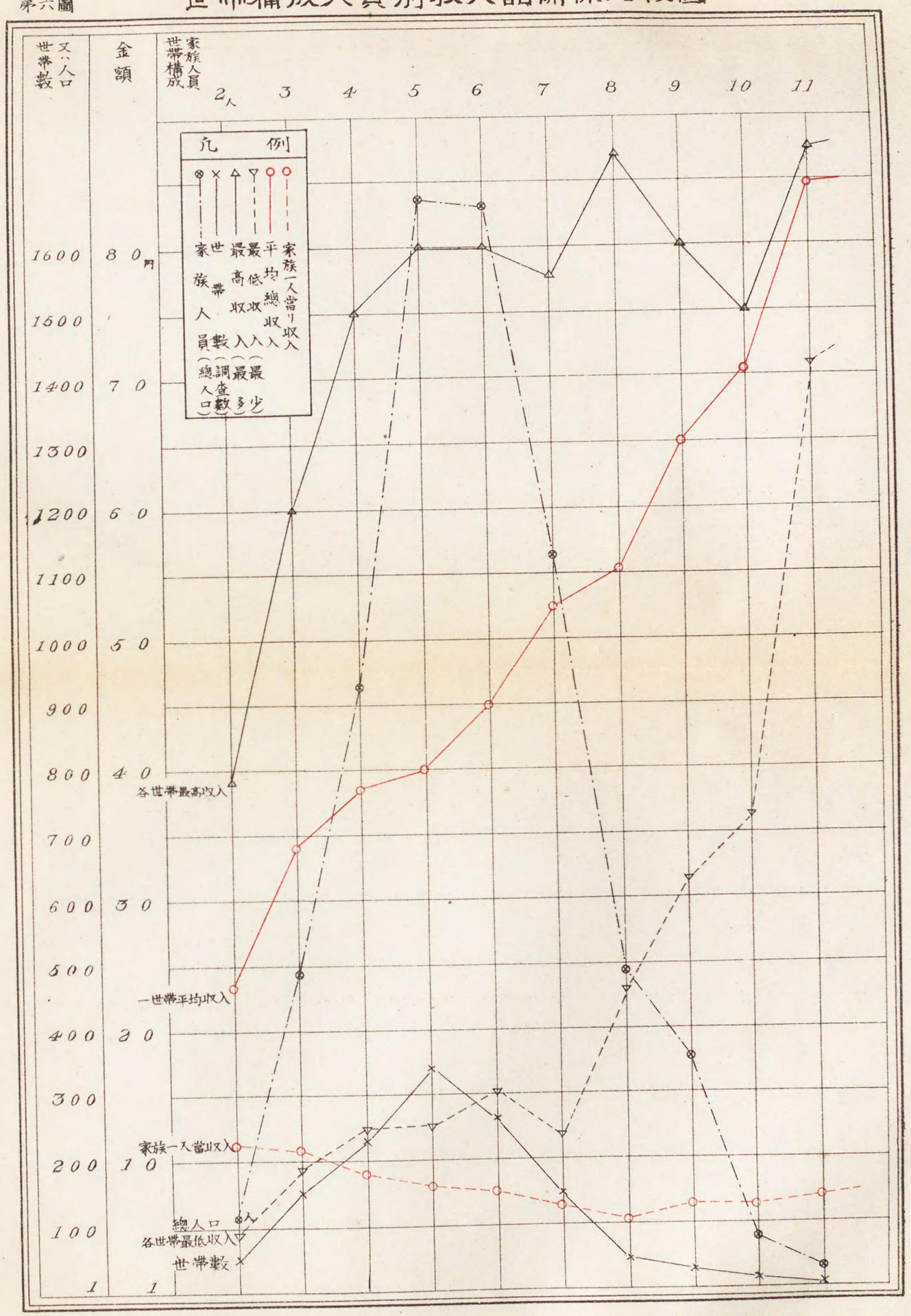

を集計圖表し、世帶構成人員階級別、最高最低收入、一世帶平均總收入、家族一人當り平均收入を、世帶數及其の總人員に對比し表示すれば第六圖の如し。

附記

本圖に於て一人世帶を缺くは、學童家庭に限る調査なるに依る。

第二項　消費說

第一　概

家賃。細民の生計上收入の如何に拘らず確定的の支出を要するものは家賃なり、家賃は第三款に述べたるが如く、二圓八十錢乃至七圓のもの最も多きも、大體に於て家賃と疊數とは反比例の傾向を有し、寧ろ疊數の少き方比較的に一疊當り家賃高く、疊數多き程家賃安し。

近年貸家拂底の現象は細民部落に有りても著しく、殊に山手方面に於ける細民長屋は取拂はるゝもの漸次多きを加へ來り、細民は場末又は郡部へ移動するの止むなきに立到れり、其結果市部郡部共細民長屋家賃昂騰の氣勢を助長し、彼等の家賃に對する支出額の增大を齎し、尙敷金の如きも其割合一般に引上げられ、甚しきは四箇月乃至五箇月分の供託を求めらるゝあり、且場所に依り造作又は疊を買取らざれば借家し得ざるものもありて、一層多額の負擔を要するの現況なりとす。

食物。食物の種類、數量の如何が人類の保健若くは體力の維持上及ぼす影響の至大なるものあると共、に殊に細民生活に在りては總支出に對する割合の最大なる點に於て、注意を要すべきは實に食費なりとす。

今細民家庭の食物の種類を調査するに京橋、芝、下谷、深川四區の細民に就き得たる所は

	一、主食物	世帶數	比例
内地米を用ゆるもの		二五三	八八・四
米麥混用のもの		三〇	一〇・五
時々麥混用其他		三	一・一
時々殘飯饂飩等を用ゆるもの		〇	〇
計		二八六	一〇〇・〇

	二、副食物	甲、朝食
味噌汁多用のもの		六〇・〇
香物		三〇・〇
佃煮、鹽魚類の雜物多用		一〇・〇
計		一〇〇・〇

	乙、晝食	
乾魚、鹽魚類		三〇・〇
野菜、煮〆		三〇・〇
香物、漬物		三〇・〇
豆、豆腐、佃煮、油揚		一〇・〇
計		一〇〇・〇

	丙、夕食	
乾魚、鹽魚類		二〇・〇
魚の荒肉		二〇・〇
漬物、煮豆、佃煮		二〇・〇

（但し大正八年度）に就て調査したる所は

味噌、醤油
香物
野菜、煮〆、佃煮

計　一〇・〇
　　一〇・〇
　　二〇・〇
　　一〇〇・〇

細民は主食物にありては、内地米飯に執着するの風ありて、外米、麥飯、殘飯を採る事を欲せざるもの多し、又副食物にありては味噌汁、乾鹽魚、野菜、漬物、佃煮等を多食し、魚獸生肉の調理に用ひらるゝは甚だ少しと云ふ。

細民にして其生活に慣れたるものは、葱の饅(ぬた)、鮪の荒等の安價にして營養に富むものを攝取し、巧に營養と支出とを調節し居れども、地方より上京し新に細民部落に入りたる田舍漢にありては、偶々鹽鮭、キヤベーチ等のみを多量に偏食するの結果、或は營養の缺陷を來し、或は寄生蟲の發生となりて、勞働能率の減退を生じ追ては勞働不能に陷るものあり。

而して近年一般生活資料殊に米價の暴騰は、細民收入の大部を食費の爲に費さしめ、被服、家具、教育等には極度の節減をなすの餘儀なき狀態を惹起したり。

嗜好娯樂衣服其他の費用。細民の嗜好娯樂の種類及其の程度に付ては第六款に於て更に記述すべきも、内生計に大なる關係を有する嗜好品中の酒及煙草に就て見るに、細民世帶主の半數は飲酒の癖あり又男女を問はず彼等の間には喫煙をなすもの多きを以て、是れに對する支出は亦考慮を要すべきものなりとす。

衣服及身廻品に有りては。之に對する支出としては夜具蒲團、蚊帳等の寢具及家族の一般被服竝股引、シャツ、腹掛、草鞋、板草履、足袋等の職業用被服の、購入費修繕費若くは損料等なるも、細民は之等の費用に對しては一般に最低限度の餘裕さへ有するもの尠なきを以て、食費、家賃等に比するときは、其割合極めて小なるを常とす。

今本所區に於ける細民地區の質屋に就て別に調査したる所に依れば、質草の種類凡左の如し。

質草の種類及割合

衣服類　九〇・〇
時計及貴金屬類　二・〇
夜具　・五
諸道具類　七・五
計　一〇〇・〇

右に依れば細民の質物は殆ど衣類及び諸道具に限らるゝの觀ありて、夜具、貴金屬等は質草とすべきものなきが如く、以て彼等の所持品の一般を想像し得べきなり、其一口の金額も一般に少額にして市内に設ける各細民地域の質屋五十戸に付き調査したる所に依れば、一口平均三圓五十錢に過ぎず、されど如斯質物を有する細民は寧ろ比較的餘裕あるものにして甚しきは五、六錢の入質をなすものあり、殊に赤貧のものにありては、質物となるべき一物をさへ有せざるの狀態なりと云ふ。

附記。大正八年度一般市中質屋に於ける質物一口平均額は五圓二十一錢なり。

第二　支出の總額

細民の生計中消費の方面に有りては、其慾望充足の對價たる支出が、各世帶の人員、體性及年齡の如何に依り左右せらるべき事は勿論なるも、消費の實狀は細民の間に、生產即ち所得關係の相似たるものある上、其の支出が常に最低限度に限極せらるゝ事情の存するものあるを以て、消費の重要位置を占むる家賃、主食物費、副食物費、嗜好竝娛樂費等の額は大體に於て一定の支出割合の存在するを見るを得べし。

先世帶構成人員の增加と主要支出費目の關係を見るに、京橋區月島、深川區富川町猿江裏町及本村町竝下谷區金杉下町に於ける細民六一二世帶に付き調査したる結果左の如し。

內譯

世帶人員	家族一人當り費額	主食物費	同一人世帶を百とする割合	副食物費	同一人世帶を百とする割合	家賃	同一人世帶を百とする割合	嗜好竝娛樂費	同一人世帶を百とする割合
一人	一三・七〇圓	五・二〇圓	一〇〇	四・二五圓	一〇〇	三・〇〇圓	一〇〇	一・二五圓	一〇〇
二	一四・九九	一一・二五	二一五	九・九五	二三四	三・七八	一二六	五・〇〇	四〇〇
三	一三・二二	一四・六六	二八一	一四・五五	三四三	三・九九	一三三	六・四六	五一六
四	一〇・六五	一六・八八	三二四	一六・六六	三九二	四・〇二	一三四	五・〇七	四〇五
五	八・九七	一七・六六	三三九	一七・四八	四一一	四・〇四	一三五	五・六八	四五四
六	八・五四	二一・三七	四三〇	一八・三五	四三一	四・二四	一四一	六・二八	五〇三
七	七・四五	二三・六六	四五六	一九・五八	四六一	四・三七	一四五	五・五六	四四四
八	七・二一	二七・一五	五二一	二一・二二	四九九	四・一五	一三八	五・二五	四〇四
九	七・一八	二八・六六	五五一	二六・三三	六一九	四・六七	一五六	四・九八	三九八
十	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十一	七・一八	三七・〇〇	七一一	三〇・〇〇	七〇五	五・〇〇	一六六	七・〇〇	五六〇

總平均　九・九一　二〇・三四　一七・八三　四・一二　五・二五

右に依れば、主食物費にありては體性、年齢の如何に拘らず家族人員の增加するに從ひ支出額增加し、二、三、六、八及十一人世帶に於て增加の割合殊に著しきを見る、副食物費に於ても亦之と略一樣の傾向を有するも、四人世帶以上にありては九人世帶を除き其增加の割合主食物費に比し小なり、次に家賃に在りては、世帶人員の增加に伴ふ支出增加の割合極めて少にして、一人世帶の平均三圓と人員に於て十一倍なる十一人世帶の五圓とを比較するときは、僅に六割六分の增加に當るに過ぎず、更に嗜好及娛樂費に於ては前三者と赴を異にし、家族人員の如何よりも寧ろ家族の年齡、體性の如何等に依りて左右せらるゝ所大なるものあるが如し。

尙家族一人當り一箇月の費額は、既記四費目に付ては前表に示すが如く、一人世帶十三圓七十錢十一人世帶七圓十八錢、平均九圓九十一錢にして、大體に於ては家族數と反比し、家族數の增加するに從ひ一人當り平均費額は減少し、家族數の少き程反對に增加するの傾向を有するものなり。

更に前表に基き、各人員階級別世帶毎に、主要支出費目の比例を觀察すれば左の如し。

內譯

世帶人員階級	平均支出額	主食物費	副食物費	家賃	嗜好及娛樂費	計
一人	一三・七〇圓	三八・〇	三一・〇	二一・九	九・一	一〇〇
二	二九・九八	三七・五	三三・一	一二・六	一六・八	一〇〇
三	三九・六六	三六・九	三六・七	一〇・一	一六・三	一〇〇
四	四二・六三	三九・八	三九・〇	九・四	一一・八	一〇〇
五	四四・八六	三九・四	三八・九	九・〇	一三・七	一〇〇
六	五一・二四	四三・六	三五・九	八・三	一二・二	一〇〇
七	五二・一七	四三・四	三七・五	八・四	一〇・七	一〇〇
八	五七・七四	四六・八	三六・七	七・五	九・〇	一〇〇
九	六四・六四	四四・四	四〇・七	七・四	七・五	一〇〇
十	—	—	—	—	—	—
十一	七九・〇〇	四六・八	三七・九	六・五	八・八	一〇〇
總平均	—	四一・七	三六・八	一〇・一	一一・四	一〇〇

即ち食物費、（主食調費副食調費）家賃、嗜好及娯樂費の三費目にありては、食物費は各世帯人員階級の支出割合の總平均に於て、實に其七割八分を占め、全體としては世帯人員の增加に應じて其割合を增加す、されば一人世帯の六割九分は十一人世帯に於ては八割四分に增加するを見る。次に家賃は總平均一割にして食物費に反し家族數少き程其支出割合大となる、されば十一人世帯の六分を最少とし一人世帯の二割一分を以て最大とす。又嗜好及娯樂費は總平均一割一分にして、家族の體性、年齡等の影響を受けて多少の上下あるも大體に於ては家賃と類似の傾向を有するが如く、二人世帯の一割六分を最大とし、九人世帯の七分五厘及十一人世帯の八分八厘を最少とす。

更に之等の支出を所得即ち收入と對比觀察せんに、今便宜上一世帯の現住人員四人を有するものを標準家庭とし、之に就て調査したる所に依れば、其の收入と支出の割合左の如し。

一世帯の總收入	調査世帯數	支出の費目	平均支出額	收入に對する各費額の割合	總收入中より三費目を控除したる殘額の收入に對する割合
			円	%	%
三十圓以上四十圓未滿	四	食物費	二九・二五	七六・六	
		家賃（含水道料）	四・六五	一二・二	一・八
		嗜好及娯樂費	三・六一	九・四	
		食物費	三四・三六	七六・三	
四十圓以上五十圓未滿	一六	家賃	三・六八	八・一	八・一
		嗜好及娯樂費	三・四〇	七・五	
		食物費	三五・六〇	六七・七	
五十圓以上六十圓未滿	三〇	家賃	三・六八	七・三	一三・〇
		嗜好及娯樂費	六・三七	一二・〇	
		食物費	四〇・三〇	六四・九	
六十圓以上七十圓未滿	二六	家賃	三・七七	七・一	一四・八
		嗜好及娯樂費	八・六二	一三・二	
		食物費	四一・九一	五八・四	
七十圓以上八十圓未滿	一二	家賃	四・二二	五・八	二五・三
		嗜好及娯樂費	七・五七	一〇・五	
		食物費	三九・五九	四六・一	
八十圓以上九十圓未滿	五	家賃	五・一六	六・三	三二・六
		嗜好及娯樂費	一二・二五	一五・〇	
		食物費			

前表に現れたる收入の大小と經費の割合の變化は、所得增加するに伴ひて、

一、食物に對する支出の割合は益〻減少すること。

二、住宅に對する支出の割合は、食物費と同一の傾向を有すること。

三、嗜好及娯樂費は大體に於て增加の傾向あること。

四、既記費目以外に消費し得べき所得は益〻大となること。是れなり。

而して本項に於ては主として食物費、家賃及嗜好娯樂費の三費目に就き述べたるも、細民の消費方面にありては尙被服身廻品、薪炭燈火、職業費、負債、教育、衞生、雜用等に對する費用を考慮せざるべからず、而して之等の費額は細民生活の實際に徵し收入の一割を下ることなし。然れ共細民の生計に於ては其の收入の大部分は、食費、家賃、嗜好品殊に酒代等に吸收せられ、之等の支拂をなせば其の剩餘としては前表に示すが如く三十圓—四十圓階級に於ては全收入の僅に一分、四十圓—五十圓階級に於ては八分、五十圓—六十圓階級に於ては一割三分、六十圓—七十圓階級に於ては一割四分、七十圓—八十圓階級に於ては二割五分、八十圓—九十圓階級に於て漸く三割二分を有するに過ぎず。而も前陳の食費、家賃、嗜好及娯樂費以外の諸費用は總て右剩餘の範圍中より支出をなさゞるべからざるものなり、されば四人標準一世帶一箇月の總收入少くとも五十圓乃至六十圓以上を獲るにあらざれば收支相償はずして、夫れ以下の收入者に在りては、假令獨立の生計を營むと雖も其の生活は不安不幸にして、所謂眞に糊口を潤すに過ぎざるの狀態に在るものと云はざるべからず。

附記

一、麻布區絕江尋常小學校に於て、其の通學細民兒童五七〇名の保護者の家庭に付き調査したる所に依れば、一人一日に要する生活費左の如しと云ふ。(九年六月二十日調査)

	圓
最多	・六五
最少	・二五
平均	・四六

二、英米に於ける生活最低標準額を見るに、兩親及三人の兒童より成る五人の標準家族に在りては、千九百十四年モヂーレー(L. G. Chiozza Money.)は一週間四十八志とし、千九十六年マサチユーセツツ洲生活費調査委員會の決議に依れば年收五〇〇—六〇〇弗若し多少の餘裕を見込むときは八〇〇弗と定められ尙千九百十四年七月ロウントリー(Seebohm Rowntree, The Human Needs of Labour)は左記細目を調査し、一般物價昂騰の趨勢を考慮し、一週三五志三片と定めたり、其の細目左の如し。

	志	片
食物費	一五	一
家賃	六	〇
被服	五	〇
燃料	二	六

雜費		五	〇
小使		一	八
諸費		三五	三
計			

三、アナリスト所載ホーマー・ホイト所説に依る日米兩國に於ける食料品消費量次の如し。
日米食料品消費量（一人一箇年）比較表

品名	アメリカ勞働局標準食	日本國民食事
肉	一四〇封度	二・五封度
魚	二一	五〇・二
卵	三〇	二・一
豆	二八	三五・四
パン及穀類	三四〇	三〇九・四
野菜	四二〇	四五九・四
砂糖	六三	一四・一
果物	二〇〇	二九・七
其他	三三	—
計	一、二七五	九〇二・八
牛乳	五〇〇	二・二
總計	一・七七五	九〇五・〇

註、日本國民の食事は森本厚吉氏「日本に於ける生活標準」一九一八年ジョンス・ホプキンス發行に據りたりと。

四、參考の爲め本調査の當時に於ける日需品時價を列記すれば左の如し。

品目	單位	大正九年十一月下旬	八年十月下旬
		円	円
内地三等白米	一升	三四	五三
押麥	一升	一七	二五
大豆	同	三〇	—
並甘味噌	一貫目	六五	—
辛並味噌	同	六〇	—
令醬油	一樽（九升詰）	八七〇	—
三盆白	一斤	三九	四二
黄双	同	二九	—
天光	同	三〇	三六
食麵麭	一斤	一二	—
蛤佃煮	百匁	四〇	—
味噌漬	同（大根）	二二	—
筋子	百匁	三五	二〇
豚上肉	同	七〇	—
鹽鮭	三切（廿匁以上露領産）	一〇	—
鹽鰤	同（ ）	一〇	—
鰊	百匁	一五	—

（但し市公設市場販賣價格に依る）

第六款　細民生活の諸事情

第一項　細民生活の實例

イ、下谷區金杉下町、増田某、燒鳥露天商、七十六歳、月收十五圓内外。幼少の折父を失ひ兄弟皆死亡し別に資產なし、嘗て道具屋を營みたる事ありたるも失敗し現業に移りたるが、時々罹病すると且高齡の爲め就業の日數尠く、妻は七十九歳にして荷札を内職とし一箇月三圓の收入を得つゝあり、四疊半の棟割長屋の一間を借り受け家賃三圓五十錢を支拂へば殘額は漸く食費を支辨するに足るのみ、子女なし。

ロ、同、黒田某、六十一歳、小使、月收十八圓内外。家族は妻㊙みにして其の仕立物内職に依る月收僅に一圓五十錢に過ぎず、戸主は嘗て煉瓦及セメント商を營み居たるが明治四十三年千葉縣下洪水の際災厄に罹り資財を流失し、出京後現職に移りしものなるも、老齡の爲め收入寡きに反し物價の騰貴は三圓五十錢の家賃を支拂へば夫婦の食費のみの支拂にも窮するの狀態にあり。

ハ、同、田中某、飴行商、四十三歳。家族は妻及十四歳を頭とする、二子女の四人暮しなるが夫は病身にして充分に勤勞する事を得ず、僅に一箇月二十五圓内外の收入を以て四人の生活を支ゆ、三疊一間の棟割長屋を二圓二十錢にて借受け、酒を嗜むを以て之に對する支出を要し爲に收入は常に支出に伴はざるの狀態にあり。

ニ、同、森本某、病氣無職、五十三歳。家族は長女（二十七歳）及次女（十九歳）の三人世帶なり、本人は十七歳の時靑物商營業中神經痛に罹り斯業を廢め、止むを得ず足袋職に轉業したるも、妻に死別し、又リューマチス發病して就業する事を得ず、されば娘兩人を足袋仕立に從事せしめ僅に糊口の資を得つゝあり、而して兩人の收入三十圓内外なるに對し家賃三圓五十錢、親子の食費二十五圓にして醫療に要する支拂も極めて困難なる狀態なりと云ふ。

ホ、同、安住某、五十六歳、小使、月收二十六七圓内外。家族は妻（五十一歳）長女（二十四歳）長男（十九歳）次男（十四歳）の五人世帶にして、夫は高崎市の出生、鄕里に於て商業に失敗し出京後現職に移りたるも收入少き上、長男の病弱の爲め生計困難の度を高め止むを得ず長女を娼妓と爲せり、收入中より棟割長屋四疊半一間の家賃四圓、食物費二十三圓を差引くときは、其他の必要費の支出をなすを得ざるの窮狀にあり。

ヘ、同、森川某、雜貨行商、三十八歳。家族は妻及十三を頭とする三女ありて五人世帶なり、日露戰役に兩足を失ひ步行困難なるを以て、現業に移れるも、目下其の賣行面白からず且子女は未だ年少なるを以て出費多くして收入の途立たず、僅に妻の賃仕事より得る收入及恩給を加へ五十圓内外なるを以て、内家賃六圓、食費其他の費用四十圓を差引くときは、

殆餘裕なきを見る。

ト、同、中川某(女)按摩業三十五歳、兩眼盲、月收十圓內外。幼時父に伴はれて上京す、父は下駄齒入を業とせしも高齡（六十八）且罹病の爲め稼業の途なく目下養育院に入院中なり、家賃及食費九圓を支出するときは殆剩餘を見ざるの窮乏なりとす。

チ、同、島野某(女)納豆賣、六十一歳、月收十五圓內外。四十歳の折夫に死別し爾後獨身なるも、現在老人の事とて行歩意の如くならず、棟割長屋の二疊一間を三圓にて借受け食費約十圓內外を要す。

リ、同、山崎某、人力車夫、三十九歳、月收三十圓內外。妻及十三歳の長女の三人世帶なり、本人は岐阜縣下に於て染物業を營めるも火災に罹り家產を燒失し、生計困難となりし爲め出京し、一時勞働に從事し後車夫に轉業す、酒癖ありし爲め其の境遇を脫却し得ずして現在は脚氣を病み稼業困難の爲め收入少く家賃三圓二十錢食費二十四圓酒代等を支拂ふときは殆剩餘を見ずと。

ヌ、深川區本村町、中江某(女)納豆賣、三十二歳、月收三十圓內外。大正九年五月中夫失踪したる爲收入尠き所へ長女（一一）次女（六）三女（四）長男（二）の四家族を抱へ、生計頗る困難にして、家賃三圓七十錢、食費其他三十圓を支拂ふ事さへ覺付かず、爲めに借家二間の中一間を轉貸し、二圓の收入を得て漸く生計を立てつゝあり。

ル、京橋區月島通、淺田某(女)日雇人夫、四十七歳、月收二十圓內外。夫は大正八年十二月中失踪の爲め、長女（十二）次女（一〇）及長男（八）の三幼者を養ふの止むなきに至り收入は常に支出に不足するを以て、疊數十疊半の借家へ家族の 、男五人、女二人計七名の同居者を置き、間代五圓五十錢を得て僅に生計を營めり。

ヲ、深川區富川町、酒卷某（女）諸手傳、六十一歳、月收十圓。夫に死別し又火災に罹り次で子に先立たれ災厄交々至れり、今は孫二名を抱へて三人世帶を支へつゝあり、老齡なる婦女の收入にては到底一家を支へ難きを以て十三歳の孫一人を職工として月收二十圓を得、漸く生計を立て七歳の孫は就學せしめつゝあり。支出としては約二十八九圓を要すと。

ワ、芝區新網町、內田某(女)菓子小賣、六十九歳月收五圓位。長女（五十四歳）との二人世帶なり、兩親の代は相當資產を有せしも、夫放蕩の爲め家產を蕩盡し、勞役に從事したる後現業に就きしも兩足不自由なるを以て充分の稼もなし得ず、漸く六疊の借家に男女四名の同居者を置き間代月額五圓を得て二人の生計を營む。

カ、同、越水某(女)警察小使、五十七歳、月收二十七圓。夫（七十一）孫兒（十二）孫女（一一

〇）の四人世帶なるが、夫は罹病入院中、一家病氣絶間なく、生計困難にして、孫をボール箱製造職工とし、月收十二圓を以て漸く生計を立てつゝあり、支出は家賃、食費のみにて三十三圓內外を要すと云ふ。

第二項　嗜好、教育程度及讀物

一、嗜好品

酒及煙草に就ては、其の嗜好の程度即ち數量を詳にせずと雖も、芝、京橋、深川、下谷四區の細民二八六戶の世帶主の嗜好の狀態左の如し。

	男	比例	女	比例
酒及煙草を嗜好す	一五〇	五四・九		
酒を嗜好す	二四	八・八	一一	七・七
煙草を嗜好す	六五	二三・八	二	一五・四
酒及煙草を嗜好せず	二五	九・一	九	六九・二
不詳	九	三・四	一	七・七
計	二七三	一〇〇・〇	一三	一〇〇・〇

即ち男子にありては、總數中八七%は、酒、煙草の兩者若くは何れかを嗜むものなり、又女子に於ては調査を世帶主に限りしを以て實數甚だ少きも、酒の嗜好は極て少く、煙草は一割五分にして、兩者共嗜好せざるもの大部を占むるものなり。

鮫ヶ橋小學校が通學兒童の保護者に對し飲酒の狀態に付て調査したる所に依れば、保護者五二二名中五八・六%　即三〇六名は飲酒者にして、之を區分すれば次の如し。

	父母共	父のみ	母のみ	計	比例
每日飲酒するもの	一三	一二五	二	一四〇	四五・七
時々飲酒するもの	四九	九八	一九	一六六	五四・三
計	六二	二二三	二一	三〇六	一〇〇・〇

二、教育程度及讀物

教育の有無及其の程度の高下は、細民生活と重大なる關係を有するものなりとす。今前々表と同一の調査に依り世帶主の教育程度を表示すれば次の如し。

教育程度	男	割合	女	割合
尋常小學校一年程度	一三	四・八	—	—

尋常小學校二年程度	一五	五・五	七・七
同　三年程度	五三	一九・四	—
同　四年程度	八三	三〇・四	一
同　五年程度	二〇	七・三	四
同　六年程度	二七	九・八	—
同　六年程度以上	五	一・九	—
中學三年以下の程度	七	二・五	—
無教育	三三	一二・三	七
不詳	一七	六・一	—
計	二七三	一〇〇・〇	一三

七・七
—
七・七
三〇・七
—
—
—
五三・九
—
一〇〇・〇

之に依れば教育あるものに對する全然教育なきもの、割合は一三・九%にして細民中無學の徒多きを示す、彼等は教育ある者と雖も一般に其の程度低く殊に女子の間に其の著しきを見る。尚全體より見るときは年齢の長するに從ひ、無教育又は教育程度低きもの多く、之に反し細民の子女にありては就學奬勵普及の結果世帶主に比し效育あるもの、數著しく優り來れるもの、如し。

讀物に就て調査するに、細民家庭に散見するものは多く古雜誌、古本貸本の類にして、雜誌は講談もの、古本貸本は俠客、武者修行に關するもの又は通俗小說、畫報の類最も多數にして、學問上の著述の如きは之を見る事殆稀なり。

次に細民が新聞に接するの餘暇は一日中極めて尠きを以て、生計上幾分の餘裕ある家庭に非ざれば月極め購讀するものなく、多くは世帶主が就業の往復に、呼賣より購入するものなるを以て、新聞の種類は價格の低廉なる夕刊、朝刊の新聞に限らるゝの狀態にして、東京毎夕新聞最も多く、やまと新聞、中央新聞、報知新聞及萬朝報等の夕刊之に次で購讀せらる。

第三項　貧窮の狀態に陷りし世代及上京の年月

一、貧困の狀態に陷りし世代

市內に於ける細民は、新成の者多くして、父祖の代より既に貧困の境涯に在りし繼承的の細民は寡し、前表と同一の調査に基き其の割合を示せば次の如し。

世代	男	女	計	比例
自己より	四	二四四	二四〇	八五・三
父祖の代より	一	二三	二三	八・〇

不詳	一九	—	一九	六・七
計	二八一	五	二八六	一〇〇・〇

要するに、細民が自己の代より、貧窮となりしもの多き事と、地方出身者の多き事實より推斷するに、彼等は年少者にありては父母親族に隨伴し又は親族知人を賴りて、壯年者は或る業務に就かんとし又は職業を求めて、女子は奉公を爲めさんが爲及緣事關係に依りて上京したる等、何等かの目的を以て上京したる後其の心的狀態體力及資金等が都市の經濟的社會生活に適應せざる爲め淘汰せられて、多くは豫期の目的を達する能はず其の結果細民となり貧困の生活を送るに到れるものなるべし。

二、上京の年月

細民世帶主の上京年月と、米作の豐凶及一般財界の盛衰は大なる關係あるを以て、左に之を表示すべし、但し調査數寡きを以て充分なる觀察をなし得ざるを遺憾とす。

上京の年	實數	物價 東京商業會議所調査米價指數	物價 穀類價額指數	物價 重要商品（五二種）指數	物價 明治卅二年以前は同所調査なきを以て東京正米卸賣標準相場の指數を示すことゝせり	米作作柄
明治二〇年以前	一九	—	—	—	一〇〇	
同 二一年	三	—	—	—	九九	
同 二二年	四	—	—	—	一二〇	凶作
同 二三年	二	—	—	—	一七九	
同 二四年	二	—	—	—	一四一	
同 二五年	五	—	—	—	一四五	
同 二六年	一	—	—	—	一四七	
同 二七年	四	—	—	—	一七六	
同 二八年	五	—	—	—	一七七	
同 二九年	三	—	—	—	一九三	凶作
同 三〇年	一六	—	—	—	二三九	同
同 三一年	一	—	—	—	二九六	
同 三二年	〇	—	—	—	二〇一	
同 三三年	二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二三九	
同 三四年	一	一〇三	九三	九三	—	

明治三五年	一一	一〇六	九三	—	—	—	凶作
同　三六年	五	一二一	一三〇	九七	—	—	同（麥）
同　三七年	五	一一一	一四〇	一〇四	—	—	
同　三八年	六	一〇八	一三七	一一四	—	—	凶作
同　三九年	四	一一三	一二一	一一一	—	—	
同　四〇年	一四	一三八	一三三	一二〇	—	—	
同　四一年	三	一三四	一二七	一一八	—	—	
同　四二年	三	一一一	一二二	一一四	—	—	
同　四三年	一一	一一〇	一二四	一一七	—	—	凶作
同　四四年	九	一四五	一三五	一二四	—	—	不作
大正元年	一七	一七七	一六九	一三一	—	—	凶作
同　二年	九	一七九	一六八	一三三	—	—	
同　三年	四	一二五	一四四	一二四	—	—	
同　四年	八	一一〇	一三二	一一九	—	—	
同　五年	一四	一一五	一四〇	一四三	—	—	
同　六年	九	一六六	一八六	一九六	—	—	
同　七年	五	二七五	二九〇	二七七	—	—	
同　八年	三	三四二	三二八	二八〇	（六月）	—	
同　九年	二	三七三	三六一	四三三（三月）三四一（六月）		—	
東京出生者	七〇						
不　詳	六						
計	二八六						

明治三十二年以前は比較の便を得ざりしも、最近二十年間の一般物價、穀物價格の變動及米麥作の豐凶と細民の上京したる年月を對比するときは、大體に於て凶作竝物價低落の當翌年は著く上京者を增加するが如し。而して本表に現れたるが如く上京者の最も多かりしは明治三十年、同三十五年、四十年、四十三年、大正元年、及五年の六箇年度なり、今是等年度の米麥作の豐凶竝財界の事情を概說すれば、日淸役後の財界動搖期たる二十九、三十兩年は米麥とも凶作なりし年。三十四年の金融市場恐慌の不況の後を受けたる三十五年は諸物價の異常の安値に落ちたる年にし

て、又東北一帶飢饉に襲はれたるの年なり。日露戰役中の三十八年は大不作の年にして役後の三十九年は機業界の戰後早くも反動的不況を來したる年、而して四十年は其の後半より一般物價の暴落を初めたる年なり。四十三年は財界沈衰の底に達したる年にして又凶作の年なりとす。四十四年及大正元年の兩年は米不作の年に當り。大正四年は米價激落の結果政府が其の救濟を行ひたる年にして、物價著く安値を示したる年、尙大正五年は年初如斯波瀾の間にありたるも間もなく歐洲大戰の影響を受けて諸物價の急騰を來したるの年なりとす。

第四項　貧窮の原因

分類

抑社會的の現象は複雜多端にして、多數の原因より唯一の現象を生ずるあり、唯一の原因より多數の結果を生ずるあり、或は其の因果關係の相關的なるあり、循環的なるあり、誘因あり直接原因ありて其の原因結果の判別に苦む場合多しとす、殊に細民貧困の原因の如きに在りては、調査者に對する申告の內容明確を缺くもの多く且細民の主觀的に考ふる所と客觀的に認めらるゝ所とは正に正反對なる場合尠なからず。然れ共此所に其の申告の儘に歸納的分類を加へ表示すれば次の如し。

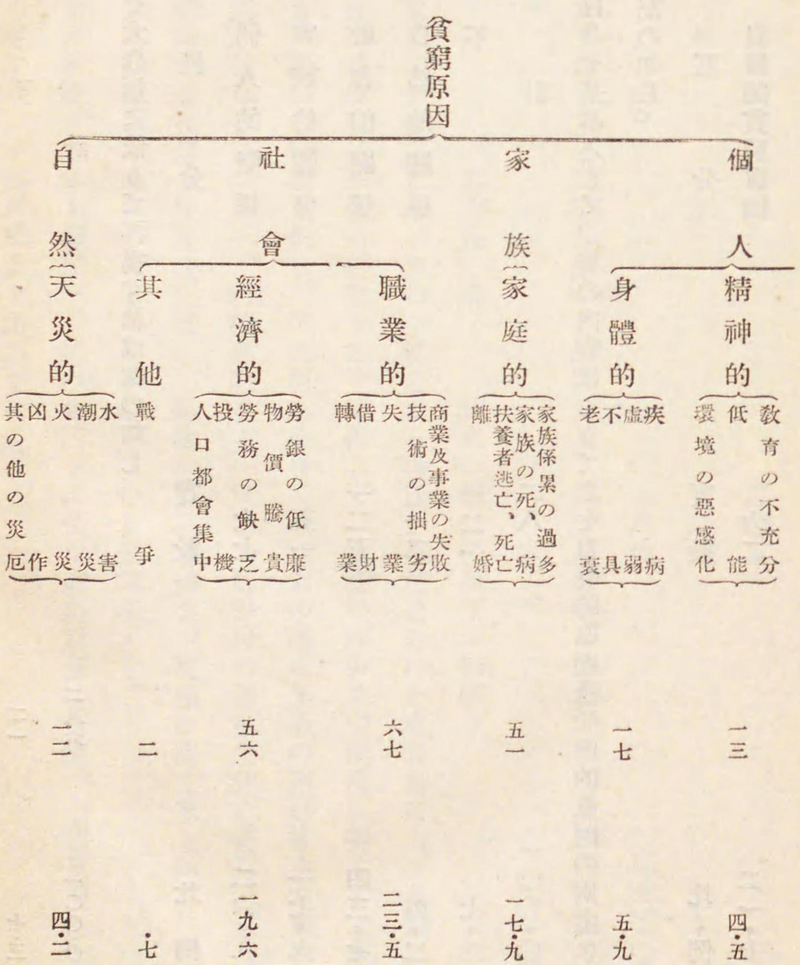

分類	實數（世帶主）	比例
道德的		
飲酒	四七	一六・四
怠惰		
賭博		
濫費		
個人		
精神的		
教育の不充分	一三	四・五
低能		
環境の惡感化		
身體的		
疾病	一七	五・九
虛弱		
不具		
老衰		
家庭		
家族（家庭）的		
家族係累の過多	五一	一七・九
病死、死亡		
扶養者逃亡、離婚		
社會		
職業的		
商業及事業の失敗	六七	二三・五
技術の拙劣		
失業		
借財		
轉業		
經濟的		
勞物價騰貴	五六	一九・六
勞務の缺乏		
投機		
人口都會集中		
其他		
戰爭	二	・七
水害		
火災	一二	四・二
潮災		
凶作		
其の他の災厄		
自然天災的		

不詳	一一	七・三
計	二八六	一〇〇・〇

更に之を大分類に依りて再掲すれば次の如し。

區分	實數	比例
個人的關係	七七	二六・九
家族的關係	五一	一七・九
社會的關係	一二五	四三・七
自然的關係	一二	四・二
不詳	二一	七・三
計	二八六	一〇〇・〇

尙細民自身を基本として、其の內容によりて之を自發的原因及受働的原因の兩者に集約大別するときは左の如し。

區分	實數	比例
自發的貧窮原因	六二	二一・七

受働的貧窮原因		
不詳	二〇三	七一・〇
計	二一	七・三
	二八六	一〇〇・〇

而して女子世帶主の貧窮に陷れる原因を見るに、扶養者の逃亡、死亡及離婚に基くもの最多數に居れり。

第五項　貧窮の細民に及ぼす影響

收入が常に不十分にして、其の必要とする物資を充足せしむる事容易ならざる細民の生活に在りては、彼等は比較的過激の勞働をなすに拘らず、休養の暇少く、疾病に對する加療の餘裕乏しくして、常に治療の時機を失し、又住居に於ては空氣の流通光線の照射排水の如何等住宅設備の良否を選ぶ能はざるに加へ、汚穢狹隘なる一室に混棲雜居の過集生活を營み、且食物にありては體力を維持するに足る營養分を攝るの經濟的餘裕を缺き、被服は漸く寒を防ぐに止まり、身體の外觀をすら整ふるに足らずして常住不潔を極むるを常態とす。

如斯環境に馴致せらるゝ細民が、其の生活上に受くる惡影響は肉體、心意及道德上に著大なるものありて存す、以下簡單に之を記述すべし。

死亡率の高きこと。調査中是に關し適確の資料を得ざりしも、細民地域に於ける醫師の經驗に依れば一般社會に比し常に高率にあるが如く、其の原因としては住居の過集生活及衞生上の缺陷を擧ぐるを得べし、殊に嬰兒の死亡率は母體の不健康及嬰兒養育に關する知識及費用の乏しきが爲に著く高率なるが如し。

不健康なること。衣食住共薄幸なる上放縱の生活を送る彼等に在りては、死亡率の高き反面に不健康なるの事實を示す、細民は死亡の淘汰を經るか又は自然的に疾病に對する抵抗力多しと聞くも、一方罹病の機會亦多きを以て、彼等の間には疾病に惱むもの多く、其の種類は神經疾患、消化器系統病、泌尿生殖器疾患、腸、肺結核、トラホーム、疥癬類の皮膚病、骨及關節疾患、白癡及老耄性癡呆、脚氣及循環器疾患を重なるものとし、チブス、赤痢等の傳染疾患亦多し。

而して之等の疾患の病因は、アルコール中毒（不良酒多飮）、花柳病（梅毒及淋病）、勞働過度其他不潔なる過集生活に依る衞生的缺陷等に起因するもの多きに居れり。

不健康は又細民の職業上の傷害に、密接の關係を有し、身心の不快なる際に事故を惹起する事多きは一般に認めらるゝ所なりとす。

心意の缺陷。過集、營養の不良、不衞生なる生活其他貧窮の結果たる諸事情が其の肉體に及ぼす影響は轉て精神上に反響し、心的機能の常態を亂さしむるは爭ふべからざる點にして、細民の生活は其の日の糊口に逐はれ、精神的向上の餘地を有せず勢ひ心意の荒むに委せつゝあるを以て、理性の力極て弱く、事物の分解又は綜合的考慮を缺くに至り、一切を擧て感情に依り判斷す、されば注意力は散漫、記憶と想像力は退化し遂には感覺に至る迄精神の弛廢に依りて遂に鈍感となり、著しき刺激を與ふるに非ざれば殆何物にも注意をひかざるに到る、次に意思の如きも、薄弱不統御となり且不連續にして常に變化し易し、而して怖るべきは此等の精神的缺陷性は其の一代に止らずして子孫に原質的遺傳をなす事なりとす。

道念の弛頽。理性の力弱く自己信賴も向上の意氣も消滅せる彼等細民の生活は、這輩をして自棄に沈淪せしめ次第に其の倫理觀念を薄からしめ、遂には道德的低能者となるに及ぶ、細民間に悖德賣者の多きと、刑事犯罪者の比較的多數を占むる事實は明に之を示すものにして小人窮斯濫矣ものと云ふべし。

而して如斯は正に社會的の病弊にして、其の存在は貧富の別なく一般社會の理想標準を低下せしむるの結果を齎すのみならず、實に現代社會組織の脅威をなすものなりとす。

第二篇　不定居細民の調査

第一款　木賃宿宿泊者

第一項　總說

木賃宿の制は其の起原頗る古く、昔驛路にありては旅人は自ら行糧を携へ、唯薪炭代のみを與へて自ら飯料を炊き寄泊するを以て、木錢宿若くは木賃宿と稱へたりしも其後交通の頻繁となるに從ひ漸次宿泊料を徴する旅舍の制廣く行はれ、現今に於ては木賃宿の存在は特殊の場所又は市街の場末に限らるゝに至れり。

木賃宿は客に食物を給する事なく、寢具と風呂とを供するのみなり、之等木賃宿は集團的にして、市内に於て最も著名なるを深川區富川町、本所區花町、業平町及淺草區淺草町の木賃宿街とす。今木賃宿の所在地及其の平均宿泊者概數を示せば左の如し。

所在地	木賃宿戸數	宿泊者概數
麻布區廣尾町	一八戸	三八〇人
四谷區永住町	二六	一・三〇〇

四谷區	旭町	二一	八八〇
本郷區	富士前町	三	八〇
淺草區	淺草町	七三	一・七〇〇
本所區	小梅業平町	六三	一・五〇〇
	花町	八九	一・七〇〇
深川區	富川町	一〇九	三・五〇〇
	東大工町	三	一〇〇
計		四〇五	一一・一四〇

右に依れば市内に於ける木賃宿の總數は四百五戸にして、宿泊者の概數一萬一千百四十名に達す、而して木賃宿の數は大正七年度に於て少しく減少し八年度に於て増加したる外最近に於ては著しき變化なし即ち、

明治四十年調木賃宿總數	三四四戸	三六六
同 四十一年 同	三四五	三四六
同 四十二年 同	三六六	三六三
同 四十三年 同		三八〇
同 四十四年 同		三八八
大正 元年 同		三九四
同 二年 同		三九四
同 三年 同		三九七
同 四年 同		三八四
同 五年 同		四〇九
同 六年 同		四〇五
同 七年 同		
同 八年 同		
同 九年 同		

次に木賃宿の設備、待遇其の他宿泊者の種類、職業等は、營業者又は其の所在の場所に依り亦季節によりては各相違するも概括的に之を說述すれば、

設備。木賃宿は小なるは唯一室のもの、大なるは一戸十室以上の間數を有するものあるも、三室

乃至五室のもの多數を占め又其の疊數は三疊四疊半六疊及八疊の四種最も多し。

待遇。木賃宿は雜居を普通とするも、家族を有するもの、爲には別間即ち貸切室の設けあるもの亦尠なからず、雜居に在りては宿泊料一夜泊り最低十三錢より最高三十錢にして、寢具は敷蒲團及掛蒲團各一枚を貸與し、入浴は隨意とす若し寒夜に際しそれ以上の夜具又は火燵等を求むるときは、夜具は一枚に付き三錢乃至五錢、火燵は二錢を請求せらる、別間の宿泊料は雜居の凡倍額なるを普通とすと云ふ。

尙永き期間寄宿するものに對しては定泊と稱し、一夜泊りの宿泊料よりも一割若くは一割五分の割引をなす木賃宿あり。

更に宿泊の實況を見るに、別間の如き比較的多額の料金を徵すると共に、二疊又は三疊の一室に一二人を限り同宿せしむるものは兎に角、木賃宿の常態なる雜居に於ては六疊に七、八人八疊に九人同上を同宿せしむる事稀ならざるを以て、一疊當りの宿泊人員が、凡そ一人三分に及ぶ、斯の如く狹隘なる室內に多人數雜居の結果は衞生上の危險を伴ふ事大にして、加ふるに其の寢具は煮染し如く、埃と垢に汚れて惡臭を放つありて、又蚤虱甚しきは南京蟲の發生せるものあり、建物の如きも多くは採光充分ならず、天井低くして空氣の流通惡く、室內は手入の行屆かざるが爲に疊は破れて濕氣臭く、便所浴場は汚穢にして鼻を衝くの惡臭あり、宿泊者に就て聽くも之に慣るゝ迄は如何に疲勞したるときと雖も終夜眠ること能はざるを常とすと云ふ。

附記

東京市靈岸尋常小學校推名龍德氏が、其の通學兒童の內木賃宿に宿泊するもの、、家庭に就き調査したる所次の如し。

家族人員	世帶數	最小日掛宿賃	最多日掛宿賃	平均	疊數平均	一疊に對する人員
二人	七	一八錢	三〇錢	二三・一	二・一四	九三人
三人	一一	二〇	四〇	二七・二	二・五五	一・一八
四人	一六	一八	三六	二六・四	二・五〇	一・六〇
五人	一六	一八	四〇	二五・三	二・六三	一・九一
六人	九	一八	三四	二四・二	二・六七	二・二五
七人	六	一八	四五	二九・七	二・八三	二・四七
一世帶平均	四・四二人	一八	四五	二五・九	二・五五	一・七三

（大正九年七月一日現在）

木賃宿宿泊者の環境。宿泊者の數は季節に依りて增減あるを常とし、冬期に多く夏期に尠なし、此れ冱寒に對しては彼等と雖も住居の保護に俟たざるべからざるを以てなるべく、富川町のみにても本年一月中の宿泊者 四、二七五人に對し七月には 三、二七三人に減少せり、如斯は財界の盛衰

如何に拘らざる例年の現象なりと、而して之等宿泊者は、短時日の滞在多く大體に於ては移動的なるを常とするも間々同一旅宿に十年以上滞泊する定住的のもの亦稀ならずと云ふ。

彼等の勞働は多く特殊の技能を要せざる筋力の勞働にして、體力あれば人を選ばざるが故に、雇主は仲介者の手を經て、仲介者は亦彼等の間より單に抽籤、順番に依りて所要の數を滿せば足る、されば財界の好況にして、勞力の需要多大なりし際は自ら仕事を選擇するの餘地ありしも、現在の如き、不況時に在りては、彼等は其の日の仕事を得るを僥倖とせざるべからざるに加へ、彼等の勞働が主に屋外の作業なる爲め一年間約百五十日は雨雪の妨げあり且其の收入の如きも、壯年にして體力旺勢なるは兎に角多くは勞銀低位にあり以て身心を養ふに足らざるの狀態に在りとす、之等生活上の脅威と不安は彼等をして浮浪の習慣を養はしめ、自棄となり、遂には精神に影響して心意の缺陷を來し、痴鈍となり頑迷となり其の行爲は全く自我の一方に偏するに至る。

彼等の居常は常に放縱にして勤勞を好まず、所持金あれば徒食無爲に其の日を送り、無一物となりて飢餓の迫るに非ざれば職を求めざるもの多く、風紀は頽敗し人倫は紊る、醜猥の言動と、賭博と喧嘩とは、彼等の間に常時行はるゝ所にして、小兒の遊技の如きも多く之を模倣し、賭博の如きは按摩に至る迄之を行ふと聞く。

第七圖　木賃宿宿泊者年齢構成圖

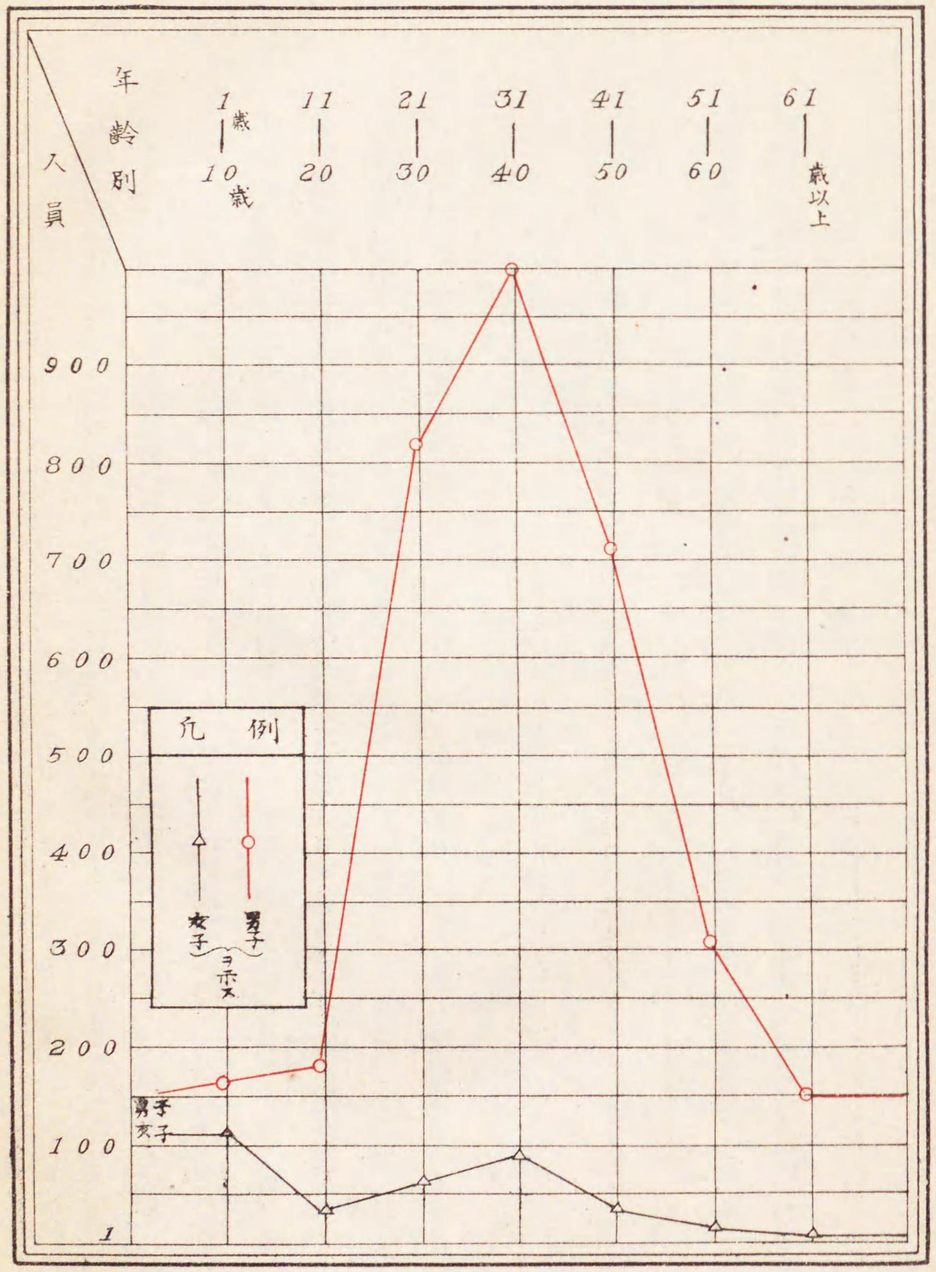

第二項　體性、年齢及出生地

今回の調査に於て各區の木賃宿の一部に就き、宿泊者の體性、配偶者及家族の有無に付き標本的調査を試みたる所に依れば、調査戸數三十五戸宿泊人員一〇九九名に在りては、

區分	男	女	計	比例 男・女	比例 計
未成年者	七七	六〇	一三七	八・五	一二・四
有配偶者及家族を有するもの	一〇九	一〇七	二一六	一一・九	一九・七
獨身者	七二三	二三	七四六	七九・六	六七・九
計	九〇九	一九〇	一〇九九	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右に依れば、木賃宿生活を爲すものゝ、六七・九%は獨身者、一九・七%は配偶者を有するもの若くは子女を同伴するものにして、殘りは多く之等に伴はるゝ兒童なりとす。之を體性に別ちて見るに、男女の間には其の割合に於ても亦實數に於ても著しき相違を示す、即ち獨身者に在りては男子は其の全數の 七九・六%なるに女子は僅に 一二・一%にして、其の實數男子百に對し女 三・人一八に過ぎず、次に有配偶者及家族を有するものは男子は其の全數の 一一・九%なるに女子は五六・三% にして、其の實數男女略相伯仲す、更に未成年者は男子に於ては 八・五%なるに女子の割合は遙に大にして 三一・六%を示し、實數男百に對し女七七・八九なりとす。

尙前表を更に合計人員に對する男女各別の比例に改め、再揭すれば次の如し。

區分	男	女	計
未成年者	七・〇	五・四	一二・四
有配偶者及家族を有するもの	九・九	九・八	一九・七
獨身者	六五・八	二・一	六七・九
計	八二・七	一七・三	一〇〇・〇

されば木賃宿は殆男子獨身者の旅宿にして、定居的細民が之を指して野郎宿と蔑稱する亦宜なりと云ふべし。

本年四月一日扇橋警察署々員が深川區富川町の木賃宿宿泊者 三、七二五人に就き調査したる所に基き其の年齡區分を圖表すれば、第七圖の如し。

右に依れば木賃宿宿泊者の大部は、二十歲乃至六十歲の年齡階級に屬するものにして之等は全數の八二・三%を占め、其の他の年齡階級に屬するものは僅に一七・七%に過ざるを知る。

第二款第三項に擧げたる定居細民の出生地と對照せんが爲に、深川扇橋署々員の富川町木賃宿に就て調査したる、宿泊者原籍地府縣別を表示すれば左の如し。

東京府	九一五人	千葉縣	三七四人
新潟縣	二八七	茨城縣	二四三
神奈川縣	二一九	埼玉縣	二一六
栃木縣	一六三	長野縣	一五七
群馬縣	一一五	福島縣	八三
靜岡縣	八〇	大阪府	六八
富山縣	六七	愛知縣	六四
宮城縣	六三	山形縣	五三
山梨縣	四八	秋田縣	四六
石川縣	四六	北海道	四〇
兵庫縣	二八	三重縣	二八
滋賀縣	二五	廣島縣	二四
福井縣	二四	福岡縣	二三
岐阜縣	二二	岡山縣	二一
朝鮮	一九	香川縣	一四

山口縣	一三
島根縣	一二
鹿兒島縣	一二
高知縣	一一
佐賀縣	一〇
和歌山縣	八
熊本縣	七
大分縣	五
宮崎縣	一
合計	三、七二五

（大正九年四月一日現在）

即ち東京府の在籍者最も多く、次で千葉、新潟、茨城、神奈川、埼玉、栃木、長野、群馬、福島の順位なる事多少の上下こそあれ定居的細民の場合と略相似たり、之を百分比を以て示せば次の如し。

原籍府縣別	木賃宿宿泊者	定居的細民
東京府	二四・五	四〇・一
千葉縣	一一・七	九・二
新潟縣	七・七	五・四
茨城縣	六・五	四・九
神奈川縣	五・八	三・三
埼玉縣	五・八	九・〇
栃木縣	四・四	四・〇
長野縣	四・二	二・五
群馬縣	三・一	三・六
福島縣	二・二	三・一
靜岡縣	二・一	—
大阪府	一・八	—
其他の府縣	二〇・二	一四・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第三項　生計

第一　職業

木賃宿宿泊者の職業は、何れも常雇のもの稀にして日々其の職業を轉ずる者多數を占むるを以て今日の職業必ずしも明日の職業に非らざるもの多きも、其の主なるものを擧ぐれば次の如し。

日雇人夫	石炭人夫	小揚人夫	
貨物人夫	材木人夫	廣告人夫	
葬儀人夫	會社雜役人夫	官廳雜役人夫	
掃除人夫	下水人夫	撒水人夫	
水道人夫	道路人夫	臨時職工	
輕子	大工	鳶職	
瓦職	鉄力職	ペンキ職	
植木職	鍛冶職	人力車夫	
車力	土工	疊職	
行商人	緣日商人	鑄掛師	
剃刀庖丁研	料理人	大道藝人	
賣卜者	按摩	夕刊號外賣	
僧侶	立ン坊		

木賃宿生活を送るもの、職業は社會事情の變遷に依りて、勞力仲介機關の如何に依りて、又其の場所に依りて各區の間著しく趣を異にす、されば山手方面と下町一體の木賃宿街の間には職業上の相異ありて麻布、四谷、本郷には馬車輓、荷車輓、人力車夫等の交通業に從事する者多く、淺草には行商人、藝人及鐵道貨物扱人夫多く、本所には土工、雜役人夫、下水人夫、道路人夫、掃除人夫及撒水人夫等多數にして、深川に於ては石炭人夫、小揚人夫、貨物人夫、材木人夫の如き貨物取扱人夫及廣告人夫、葬儀人夫、立ン坊の類最も多し。

深川區富川町の木賃宿より通學する兒童の保護者の職業に付き靈岸尋常小學校の調査したる所を示せば、

職業名	從事人員
日雇並人夫	三六
荷車輓	五

職工	四	一
人力車夫	三	一
石炭荷揚人夫	四	一
土工	三	一
下水掃除人夫	二	一
畳職	一	一
鍛冶職	一	一
道路人夫	一	一
小揚人夫	一	一
洗張	一	一
船乗	一	一
雑品行商	一	一
鳶職	一	一
計	六五	一一八

次に彼等の一箇月の就業日數は、自由勞働者に於ては平均二十日前後其の他の屋外勞働者は二十二、三日、緣日商は二十一日内外、行商は二十六、七日にして、其の就業日數を例年雨雪の日一箇月平均十三日に對比するときは、强ち彼等の怠惰にのみに其の罪を歸する能はざるが如し。

第二　收支

一、收入

木賃宿宿泊者の職業所得の狀態は、其の職業の變轉に伴ひ極めて不均一なるも、今主要なるものに付て日收を示せば次の如し。

職業名	日收平均額
强健なる人夫	二・五〇
普通の人夫	一・四〇
老齡者又は劣弱の人夫	・八〇
撒水及下水人夫	一・三〇
土工	一・七〇
鍛冶職	一・四〇

人力車夫	一・三二
荷車輓	一・七五
諸行商	一・〇〇
平均	一・四六

木賃宿に生活を送るもの〻中、其大部を占むる貨物運搬、交通竝雜役に從事する各種人夫は、職業の性質上特殊の熟練を要する事なく、何人も直に從業し得る事情あるに依り之に對し多數の從業者ありて、結局從業者の間には體力の競爭となり、元氣あり腕力もありて如何なる勞役にも堪ゆる强健の者程收入も多くして、假令は貨物人夫、小揚人夫、石炭人夫等筋力を勞する事大なる仕事に從事するもの間には、本年三月迄は五圓乃至八圓、現在に於ても三圓以上の日收を得るもの尠なからざるに反し、老齡者又は體力の劣弱なるものにありては、其の勞力需用の途少く、又其の弱味の爲め勞働條件從つて不良にして、物價の低落著からざる今日尙六十錢乃至九十錢の日收に滿足せざるべからず、而して之等の職業は廣告配り、旗かつぎ、葬儀人夫等なるも、全く使用者なき所謂アブレの場合は路傍に立ち車の後押をなす立ン坊となりて僅に糊口を凌がざるべからず。次に土木建築に屬する職業たる大工、鳶職、瓦職等の諸職に從事するものも、相當の技倆を有するものは稀にして多くは手傳、下職と稱すべきものなれば其の收入の如きも一般同職の夫れに比し低廉なるは當然なりとす。

此種自由勞働者の收入に關聯し注意すべきは、勞働仲介手數料即ち刎錢なりとす、市內の木賃街には勞力の請負者ありて、使用者と勞働者との間に勞力の仲介をなし、勞働奬勵會、日本勞働株式會社、日本勞力合資會社等法人組織のもの〻外所謂親方なるもの多數存在す、勞銀は親方に於て使用者より取下げ、其の中より手數料を控除して被傭者に支拂をなす、刎錢は通常日傭額の一割を普通とするも、職業に依りて相異し少きは五分多きは三割內外に達するものありと云ふ。又親方の內には人夫部屋と稱し、自ら勞働者を養ひ置き、食費、部屋料及刎錢は總て勞銀中より差引き、殘額を勞働者に支給するものもあり、而して最近に於ては直接雇主と雇傭契約をなすもの增加したるも尙請負の制度及刎錢に對しては、改善又は制限に付き考慮すべき幾多の問題を有するものとす。

其の他の各種職業に在りては、行商、緣日商、大道藝人を始めとし財界不況の影響を受けて收入漸減し、九年の頭初に比し、一割以上甚しきは四割の減收を來せるもの多し。

次に月收に就て見るに、其の日收に比し月收の一般に小額なるを知る、之れ恐らく彼等の間に近

來一般財界の不況に基く失業の日多きと、尙其の放縱なる生活は收入多き者程仕事に不熱心にして、餘裕ある間は徒食をなすの風あるに依るものならん。

二、支　出

木賃宿宿泊者の所得は前述の如し、今之を消費と對照せんに、彼等の支出は簡單にして其の主なるものは宿泊料、食費、職業費及嗜好又は娯樂費なりとす。

宿泊料。場所に依り又宿により多少の高下あるも、一人一夜の宿泊料定額左の如し。

所在	雜居	別間
麻布區廣尾町	一八錢	三〇錢
四谷區永住町	二五	二七
四谷區旭町	一五	三〇—四〇
淺草區淺草町	三〇	六〇—八〇
本所區業平町	三〇	四〇—五〇
本所區花平町	二五	
深川區富川町	二三	三五
深川區東大工町	二〇	七〇
平均	二三	

食物費。食費は總支出の中最も重要なるものにして、木賃宿は宿泊者に食事を供せざるが故に、彼等日常の食事をなす場所は多く一膳飯屋なりとす、而して十一月中深川區富川町に於ける一膳飯屋の主食物及副食物の値段を調査したるに左の如し。

飯	丼一杯	四錢	五錢
煮〆	一皿	四—五	
ゴッタ煮	一皿	三	
燒魚（小鯵）	同	五—八	
燒海苔	同	八	
味噌汁	一杯	二	
香の物	一皿	一	
牛飯	丼一杯	一六	
つゆ	一杯	二	
酒類			
上酒	一本	一六—一八	
中酒	同	一五	

燒酎	一合 二〇
ウヰスキー	一杯 一一
ブランン	同 一〇

右に依れば、普通の體力を有する勞働者は飯代十錢乃至十五錢、副食物十錢にして即ち一回の食事に凡そ二十五錢を要し、一日七十五錢を費す。晝食は食麵麭等を用ゆる者あるが如きも僅に十錢内外の相違に過ぎず、而も是等は最も節約せられたる食事にして、彼等の實際狀態に於けるが如く夕食に於て少しく贅澤の食物を採らんには、尚二三十錢の增加を來し合計八十五錢内外を支出せざるべからず。

收入多きものは兎に角然らざるものは到底如斯多額の支出に堪へざるを以て、稼高少き勞働者は簡易食堂若くは寒冷の時期にありては所謂殘飯屋（註一）にて食慾を滿さゞるべからず、而して簡易食堂にては一日三食三十五錢内外にて事足り、殘飯屋に於ては尚小額にて足るべきも、彼等の飮食に對する慾求は常に强烈にして餘裕あれば到底如斯食物に滿足せざるものゝ如し。

（註一）、市内の兵營、工場及學校寄宿舍より出づる殘飯は其の品質良好のものとせられ、之を專業とするもの市内に十五軒内外あり、其の他普通の辨當屋の殘飯を取扱ふものは下谷、淺草、本所、深川等に多數あるも米價の騰貴以來其の殘飯として出る數量著しく減じたる爲め殘飯の量に限度あり。

職業上に必要なる費用。草鞋代、電車賃、被服に關する費用等日割として凡そ十九錢を要す。嗜好又は娛樂費。右の外煙草代及び終日の疲勞を醫するが爲め、一合の燒酎を傾くれば尚二、三十錢を支出せざるべからず。

其の他の費用。入浴料其他十錢内外を要すべし。

總支出。更に前揭の各費目を再記すれば左の如し。

食事の場所に依る區別	食費	宿泊料	職業費	嗜好品	其他	計
甲（飯屋）	八五錢	一三	一九	一〇	一〇	一五七錢
乙（簡易食堂）	三五	一三	一九	一〇	一〇	一〇七
丙（殘飯）	二五	一三	一九	一〇	一〇	九七
平均	四八	一三	一九	一〇	一〇	一二〇

右に依れば電車賃も要せず、酒も煙草も好まぬ者に於ても尚最低生活費平均九十錢以上を要す、されば之を彼等の收入に對比するときは、夫の收入少きものに在りては終日勤勞するも辛じて糊口の料を得るに止まり、彼等が這般の境涯より離脫するの期は永遠に到來せざるならん。

木賃宿宿泊者の教育程度

靈岸尋常小學校に於て其の保護者に就き調査したる所次の如し。

教育程度	父	母	計	比例
無教育	一七	三一	四八	四〇・三
尋常一・二年程度	一九	一〇	二九	二四・四
同三・四年程度	二〇	一〇	三〇	二五・二
高等一・二年程度（尋常五・六年）	五	五	一〇	八・四
高等小學卒業程度	二	〇	二	一・七
計	六三	五六	一一九	一〇〇・〇

第二款　水上生活者及浮浪者

第一項　水上生活者

其の職業が水上の運輸にして其の生活が水上に限らるゝ點に於て、前款迄記述したる細民と著しく其の面目を異にするを水上生活者とす。

世界戰亂の影響を受け我財界の活躍したりし時期に於ては、彼等の收入は常に高額にありて、殊に救濟上の對照として調査の範圍に入らざりしも、本年三月以降財界の激變を來すに及び、艀業は著しき打撃を蒙り繫船の增加、收入の減少、生計の困難、失業を齎し其の傾向今後益々深酷ならんとす、之れ殊に水上生活者を以て本調査の一部に加へたる所以なりとす。

水上生活者の區別及其の職業の內容。東京市內の水上生活者を其の本據地に依りて區分するときは、

一、市內に其の生活の本據を有するもの

二、市外に其の生活の本據を有するもの

の二大別とする事を得べし、而して市內に本據を有するものは主として回漕問屋又は艀業者に雇はるゝ艀船乘組員俗に艀船頭にして、傭主の指圖に從ひ貨物の水上輸送に從事するもの大部を占め、市外に本據を有するものは、隣接郡部及橫濱等に本據を有し、常に市內の水路に出入し砂利塵芥、糞尿若くは一般貨物の運送に從事するもの大部を占む。

水上生活者の職業は右の如く總て運送に關する業務なるも、更に之を細別すれば

一般貨物運送

石炭運送

等に區分するを得べし。

水上生活者の世帶數及人口。移動常なき彼等の人口に關する調査は從來難事とせられたる所なるも、本年十月第一次國勢調査の當時水上生活者の世帶數は、一隻一世帶と看做し市部郡部合せて四千四十二（調査當初の豫想は艀數七千隻の見込なりしも前夜の暴風雨の爲め、市外より入船なく其の數を減じ居たりと云ふ）又本春水上警察署に於てコレラ豫防注射を施行したる人員は約二萬五千名に達したるの事實に基き、尙水上生活者平均一世帶の人員より推算し恐らく市內に一萬乃至一萬五千の水上生活者あり、更に現在の經濟界の狀態に顧み其の內一割を細民と看做せば一千五百人內外の水上生活細民の存在する事は推定し得べきが如し。

水上生活者は艀船頭多數にして、此等と其の雇主たる回漕問屋又は一般艀業者との間には慣習として親分子分の關係存在し、陸上の雇傭關係に比して頗る親密なるものあり、されば彼等は一方雇主の隨使の儘に使役せらるゝも他方收入少く支拂に苦むが如き場合には、雇主に於て立替支拂の便宜を與ふるの慣例あり。

市外に本據を有する水上生活者の生活は多く前者に似たるも、糞尿運送者等に在りては自ら艀舟を所有し農業の傍斯業に從事するもの亦尠なからず。

夫れ水上生活者は陸上と別離の生活を營み、一定の場所に止ること二三日にして他に移るを常とするを以て、陸上と交涉の機會少し、故に其の思想も性情も亦職業上の工夫も一般に單純にして、日々の苦心は天候と潮加減とに在りて、極めて正直撲訥なるもの多く且彼等は生活の場所若くは其の職業の爲に因るか一般に强健にして罹病者極めて少しと云ふ。

船頭の收入は其の雇主との授受の內容頗る不明瞭にして、普通は被傭者に於て全運賃の四分を收得するの例なるも、雇主が得意先より收受する運賃額は船頭に於て之を明にするを得ざるの狀態なるを以て、全然雇主の給與に甘んぜざるを得ず、尙彼等の生活日需品は皆必要に應じて、雇主より之を供給し其の代價を歩合中より差引くを以て彼等の實收入は常に小額なりとす。

兒童。彼等は妻子高齡者を伴ふもの多く、子女は相當年齡迄船中に在りて後陸上の生活に轉ずるもの多し、而して長子は父業を襲ふを常例とす。今第二吾嬬尋常小學校に於て本所深川兩區の水上生活者殊に其の兒童に就き調査したる所を擧ぐれば次の如し。

一、調査艀舟數　九七一

內

土砂運搬船　五〇四　五一・七%　石炭運搬船　三〇二　三一・五%

塵芥運搬船　八六　八・七%　糞尿運搬船　七九　八・一%

二、兒童のありたる船數　五九二　六一・〇%

但し糞尿運搬船には兒童を見ざりしと

三、兒童總數　一、六三八名　平均一艘に　二・七七

右の內約四割二分七〇〇人は學齡兒童なりしと云ふ

水上生活者が西に東に轉々する間には、彼等の子女が一般細民に比するも就學の機會を失する事大なるは明なる所なるを以て、其の就學奬勵の方法は考究を要する所なりとす。

附記

第一次國勢調査に依る市內水上生活者の世帶數人口左の如し。

區名	艀隻數	世帶數	人口	男	女
麹町	四一	同上	一一七	七二	四五
神田	一六五	〃	三七二	二六二	一一〇
日本橋	五七五	〃	一、五七五	一、〇三八	五三七
京橋	八一四	〃	二、二三四	一、六五五	五七九
芝	二一八	〃	五九五	四四二	一五三
牛込	一三	〃	三〇	二三	七
小石川	三五	〃	八四	五八	二六
淺草	一〇八	〃	一八九	一五七	三二
本所	四二〇	〃	一、一一九	七〇五	四一四
深川	八六三	〃	二、二九三	一、四七〇	八二三
市部計	三、二五二	〃	八、六〇八	五、八八二	二、七二六
郡部	七九〇	〃	二、一〇四	一、三〇一	八〇三
合計	四、〇四二	〃	一〇、七一二	七、一八三	三、五二九

第二項　浮浪者

東京市內には一定の生活上の本據を有せずして、所在に彷徨漂泊する所謂浮浪者ありて、其の數

凡そ四千人と稱せらるゝも之等は一般財界の事情竝其の推移、寒暑の季節等に依りて著しく增減あるものゝ如し。

而して彼等の間には一時的のものと、浮浪を常習とするものとの二者あるも、前者に付ては其の發生原因に稽へ、本調査の範圍に加へざるを適當とするを以て、以下主として常習浮浪者に付き記述せんとす。

常習浮浪者は定職なく又は職業あるも永續せず、若くは收入常に僅少にして、些細の木賃料すら辨じ得ざるを常態とするも、更に彼等の浮浪者たる事由より觀察するときは、左記四種に區別する事を得べし。

一、先天又は後天的原因に依りて能力劣れるが爲め、若くは疾病老衰の爲めに常に收入尠く して止むを得ず浮浪の徒に互するもの。

二、懶惰にして一定の職業に就くを嫌ひ好んで浮浪生活を送るもの。

三、不良性を有する少年にして浮浪生活をなすもの。

四、乞　食。

第一に屬する浮浪者の所得は、彼等の生活關係上常に少額にして寧ろ市內に於ける勞働階級者の最低賃金を以て率するを適當とす、而して近年に於ける其騰落の割合を見るに左の如し。

	歐洲大戰前大正三年賃金	大正八年末	現在
日傭者男子最低賃金	四五	八五	六五
割合	一〇〇	一八八	一四四

右賃金は市內一般日傭人夫の勞銀が戰前に比し平均二十五割の增加を見たるに比し、僅に八割八分の昂騰に過ぎず、然も現在は最高に比し既に二割三分の低下を見たるなり、而して之を日需品小賣價格殊に飮食物の價格が未だ著しき下落を來さゞるに對比すれば、彼等は間斷なく職業に勤むるも如斯寡少の收入を以てしては其の食費のみにも足らざるなり、故に這輩の不安定なる生活に在りては稀に收入多かりし日は木賃宿又は無料宿泊所に宿を求め、收入寡少の日若くは失業の日は公園、社寺の緣下、材木置場、人家の軒先、塵埃置場、橋下、便所等に野宿の夜を徹せざるべからず。

第二に屬する浮浪者は主として所謂立ン坊の類にして、其性情一般に放縱遊惰にして、放浪を意とせず、僥倖の期待のみ大にして、賭博を常習とし、所謂野天博奕に耽り、勝てば業に就かずして木賃宿に徒食し、敗くれば空腹の夜を野宿に過ごすを例とす。彼等の間には賭博の見張を業と

する輩もありと云ふ。

附記

九月中本所區若宮町無料宿泊所の宿泊者二十五名に就き調査せる所に依れば、彼等の職業は總て立ン坊にして内十五名は當日就業し日收最高九十錢最低二十錢を得、他の十名は全く不就業者なりしと。

第三、不良性を帶べる少年は必しも細民階級に限らずして上流中流の社會にも存在し、警視廳の調査に從へば其の概數全市に於て三千名と註せらる、而して右の内浮浪生活を送るもの、多くは細民の子女にして所謂軟派又は自然派不良少年とは稍趣を異にす、而して其多くは惡友の甘言に惑はされ寢食を共にし漸次結合して團體を作るもの多く、或は乞食の群に入り合力を受け搔浚をなして糊口を凌ぐあり、甚しきは惡漢の下に結束して窃盜を敢てし、掏摸を働くに至るものあり。今東京市養育院井ノ頭學校に收容せられたる浮浪の不良少年に關する大正七、八兩年度の同院統計を擧れば次の如し。

一、浮浪兒となりし原因（大正七年度收容數九三名八年度二七名計一二〇名なり。原因は入院時の自稱に依る。）

入院時年齢 / 重なる原因	一〇歳以下	自一一歳至一五歳	自一六歳至一九歳	計
貧困	二	三四	八	四四
惡友の敎唆	一	一	一二	一四
母の不品行		四	五	九
繼父の薄情		一	一	二
家庭の不和		一	一	二
怠惰			一	一
父の薄情			一	一
兩親の薄情			一	一
伯父の薄情			一	一
母の無情			一	一
兩親過度愛			一	一
家庭紊亂			一	一
繼母の薄情			一	一
父の不品行			一	一
誘拐せられて			一	一
計	三	五	一八	二六

不詳	—	二	—	二
計	五	八九	二六	一二〇

即ち家庭の和樂を缺くに基因するもの三六%、貧困に基因するもの三七%、惡友の敎唆に依るもの一五%、怠惰に依るもの 六・六%、其他五%の割合にして環境に基因するもの最も多し。

二、主たる浮浪場所

	七年度	八年度	計
淺草公園及吉原附近	五五	一六	七一
上野公園附近	八	二	一〇
芝浦附近	四	—	四
本所區內	四	二	六
日本橋魚河岸附近	三	一	四
神田錦町附近	三	—	三
澁谷町	三	—	三
日比谷公園	二	—	二
麻布區仲町附近	二	—	二
牛込區神樂坂附近	一	—	一
四谷區鹽町附近	一	—	一
月島附近	一	—	一
品川町附近	—	二	二
洲崎	一	二	三
深川區門前町附近	一	—	一
赤坂區內田町附近	—	一	一
新橋附近	一	一	二
日暮里附近	一	—	一
巢鴨町附近	一	—	一
中野町	一	—	一
計	九三	二七	一二〇

淺草公園及吉原附近に彼等の蝟集するは娯樂場飮食店等多くして合力を受け、又搔浚をなして糊

口を凌ぐに適し且野宿につき他より便宜の場所なるに因るもの、如し。

三、收容せられたる理由

重なる理由	一〇歳以下	自一一歳至一五歳	自一六歳至一九歳	計
掻浚及詐欺	四	五三	一二	六九
乞食	—	一三	三	一六
窃盗	—	九	五	一四
浮浪	—	四	一	六
空巣覘	—	二	一	三
掏摸	—	一	二	三
父母の金を浪費す	—	四	一	五
無銭飲食	—	一	二	三
少女を脅迫し金品を強奪	—	—	—	—
野荒し	—	一	—	一
屑拾	—	—	—	—
計	四	五三	一二	六九

前表の如く扶養者の手を離れて放浪したる浮浪兒は、多く淺草、上野公園の如き歡樂の場所を彷徨し、掻浚、乞食、窃盗等を行ふ、淺草象潟警察署に於ては淺草公園より毎日三名乃至四名の少年掏摸犯を檢擧すと云ふ。

彼等は常に營養不良にして多くは精神的に缺陷を有し、意思薄弱にして盗癖多く且虚言を好むを以て既に一度墮落したる不良少年に在りては其の矯正は頗る難事とせらる。

第四、乞食。浮浪者の多くは何等向上の希望奮闘の目的を有せざるを以て其の精神は頽敗し、其の肉體は收入寡少なる爲め營養常に不良なるを以て體力は年齡の進むに併行せずして急激に衰耗す、故に自ら自己の糊口を凌ぎ得る間は兎に角、其の放浪生活に續て來るものは乞食生活にして、次で行くべき道は死又は公の救助を求むるにあるのみ、而して大正七年に於ては市内に四〇一人の浮浪者の行旅死亡を出したり。

乞食となれる原因は怠惰放蕩亂費の結果によるもの、疾病、不具、癈疾、老衰に依るもの、扶養者の無能力又は遺棄に依るもの、先天的に精神異狀あるもの、其の重なるものにして、先天的精神異狀者及不具者を除けば何れも中年以後乞食生活に投じたるもの多し、又彼等の日常の生活狀

態は自然不健康を來し從つて彼等の間には罹病者極めて多しと云ふ。

更に進んで既述浮浪生活者の前途を明にする爲め、東京市養育院に收容したる、行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る行旅病人に付いて調査するに其の年次別收容及死亡人員左の如し。

年次	入院者	死亡者
明治四十二年	一、四八三人	六三〇人
同　四十三年	一、四二二	六三三
同　四十四年	一、四八八	七二〇
大正　元年	一、六〇一	七一七
同　二年	二、一七〇	一、〇三四
同　三年	二、二二二	九〇二
同　四年	一、八九九	八五七
同　五年	一、六三七	七六〇
同　六年	一、六一〇	八五九
同　七年	一、六二四	九四二
同　八年	一、五八八	八二九
計	一八、七四四	八、八八三

因に本年六月より九月迄の四ヶ月間に在りては、入院者五四六名にして内男四二〇名、女一二六名なり。

大正七、八兩年度同院年報に依れば、右年度に於て入院の行路病人は三、二一二名にして其の原籍府縣別次の如し。

收容者府縣別	大正七年度	同八年度
東京府	四七五	五三〇
千葉縣	六七	五八
新潟縣	五四	五三
埼玉縣	四九	二六
神奈川縣	四一	五五
長野縣	三八	四三
群馬縣	三五	二九
大阪府	三五	一六

茨城縣	三四	六三
栃木縣	三〇	三三
福島縣	二九	三七
富山縣	二七	二〇
朝鮮	二七	二七
愛知縣	二二	二八
北海道	二一	三三
宮城縣	二〇	二四
靜岡縣	一九	二〇
兵庫縣	一七	一七
石川縣	一八	一八
山梨縣	一五	一八
秋田縣	一五	一九
滋賀縣	一三	八
岐阜縣	一〇	一八
福井縣	一〇	九
山形縣	一〇	二〇
青森縣	九	一九
京都府	九	八
三重縣	九	一四
廣島縣	八	一八
岡山縣	七	八
山口縣	七	五
鹿兒島縣	七	三
和歌山縣	六	一二
熊本縣	六	三
岩手縣	五	五
鳥取縣	五	六
徳島縣	五	四
奈良縣	四	｜
大分縣	四	二
島根縣	三	四
香川縣	三	三
愛媛縣	三	六
高知縣	三	四
佐賀縣	三	｜

長崎縣	三	四	
福岡縣	二	九	
沖繩縣	一	—	
宮崎縣	一	一	
臺灣	—	一	
不詳	三八〇	二三七	
計	一、六二四	一、五八八	

之を東京府及其の他の諸府縣の兩者に區別し、百分比を以て示せば、

	男	女	計
東京府	二八・七	三八・五	三一・三
其の他の府縣	五四・六	三五・五	四九・五
原籍不詳	一六・七	二六・〇	一九・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右に依れば地方に本籍を有するものは全數の四割九分を占む、而して此の事實は人口都市の集注の反面として又注意すべき事項なりとす。

然らば彼等の上京は如何なる事情又は目的に因りしものなりし哉。

事由	男	女	計
職を求めて	六三〇	一四	六四四
病氣治療の爲	一八八	五〇	二三八
奉公せんとて	一七六	一三四	三一〇
親戚知己を便り	一五二	七〇	二二二
父母其他に伴はれ	三一	二六	五七
移住、出稼又は歸京	三一八	一二四	四四二
結・婚の爲	—	二四	二四
歸鄕又は巡遊の途次	六八	三	七一
失踪又は漂浪	五	一五	二〇
勉强の爲	四六	二	四八
商用の爲又は行商の途次	一七	一	一八
漫然上京せしもの	一四	四	一八
其他	七	—	七
不詳竝在京者	七〇二	三九一	一、〇九三

計	八五八	三、二一二

次に地方出身者の上京後、入院時迄の期間を見るに左の如し。

期間	男	女	計	比例
一年以内	五六四	一六八	七三二	二二・八
三年以内	二〇〇	五七	二五七	八・〇
五年以内	一三七	四〇	一七七	五・五
十年以内	一二六	二八	一五四	四・八
十年以上	五九八	一四九	七四七	二三・三
不詳竝在京者	七二九	四一六	一、一四五	三五・六
計	二、三五四	八五八	三、二一二	一〇〇・〇

前表に依れば上京後入院時迄の期間は十年以上及一年以内のもの多く、之に次で三年、五年、十年以内の順序を示す。

更に彼等の上京當時の年齢及入院當時の年齢を比較圖表すれば第八圖の如し。

次に是等行旅病人と其の幼時の家庭狀態及教育程度とは大なる關係を有するが如く、先其の幼時

第八圖　行路病人年齢構成圖

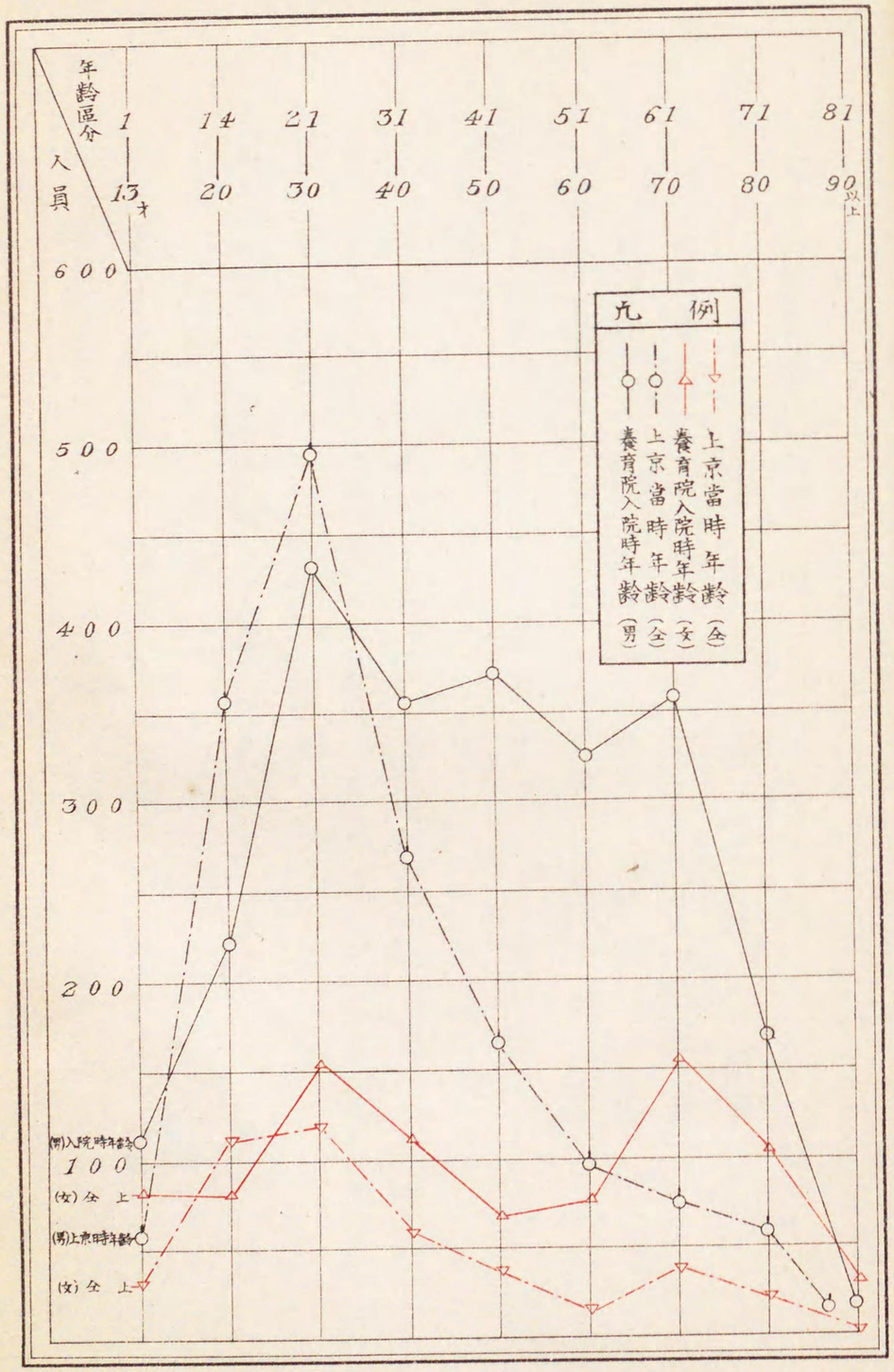

扶養者との關係を見るに左の如し。

	男	女	計	比例
兩親健在せしもの	五八一	一七〇	七五一	二三・四
父のみ健在のもの	三五四	一二三	四七七	一四・八
母のみ健在のもの	三九五	一三七	五三二	一六・六
父母亡	四九九	一八〇	六七九	二一・一
不詳	五二五	二四八	七七三	二四・一
計	二、三五四	八五八	三、二一二	一〇〇・〇

即ち父母の相方又は孰れかに缺けたるもの、數は、兩親健在なるもの、數に比し著しく多數なるを知るべし。

教育の程度を見るに一般に其の程度低くして次の如し。

	男	女	計	比例
中等教育あるもの	一〇八	一二	一一〇	三・四
小學卒業程度のもの	二二八	二六	二五四	七・九

小學校程度のもの	一、一三五	三六七	一、五〇二	四六・八
無教育學齢未滿其他	八八三	四五三	一、三四六	四一・九
計	二、三五四	八五八	三、二一二	一〇〇・〇

又是等の從前の職業を百分比を以て示せば左の如し。

種類	大正七年度		同 八年度	
農業	一一・九		一五・一	
水產業	三・六		—	
工業	一五・六		一七・九	
商業	六・九		一一・五	
交通業	一・二		二・七	
公務	・八		一・〇	
自由業	二・四		三・三	
其他の有業者	七・六		一一・〇	
家事使用人	一二・八		四・〇	
無職業	二一・四		二四・〇	
不詳	一五・八		九・五	
計	一〇〇・〇		一〇〇・〇	

右に依れば無職業最も多く工業、農業、商業、之に次ぐ、而して無職業の多きは婦女子及小兒を含むに依るものにして、又工業に在りては大工、印刷業、染物、鍛冶、菓子、裁縫等の諸職に從事せるもの多く、商業には魚商、其他の有業者には日傭業多數にして、尙家事使用人には多數の女子を含む。

行旅病者は如何なる疾病に罹れるもの多きか、包括的の統計を得ざりしも養育院板橋分院に於て主として痼疾患者に就き調査したる所を示せば左の如し。

病名	自二一歳至四〇歳	自四一歳至六〇歳	六〇歳以上	計	比例
呼吸器疾患	三七	一九四	九九	五八	二三八	四二・六
神經系疾患	九	四一	一〇七	五六	二一三	二三・四
泌尿器疾患	—	七	一〇	五七	七四	八・二
骨及關節疾患	一四	二六	一九	八	六七	七・四
					一四九	